

## 水道料金制度に関する調査結果について

### 1. 事業体の基礎情報

給水人口	事業者数	
10万人未満	142	(70.6%)
10万人以上25万人未満	37	(18.4%)
25万人以上50万人未満	16	(8.0%)
50万人以上	6	(3.0%)

(N=201)

年間有収水量	事業者数	
1千万m <sup>3</sup> 未満	132	(65.7%)
1千万m <sup>3</sup> 以上3千万m <sup>3</sup> 未満	49	(24.4%)
3千万m <sup>3</sup> 以上6千万m <sup>3</sup> 未満	14	(7.0%)
6千万m <sup>3</sup> 以上	6	(3.0%)

(N=201)

給水収益	事業者数	
20億円未満	140	(69.7%)
20億円以上50億円未満	41	(20.4%)
50億円以上100億円未満	15	(7.5%)
100億円以上	5	(2.5%)

(N=201)

### 2. 今回行った料金改定の概況について（全 12 問）

#### 1) 今回行った料金改定について

(問 1-1) 今回行った料金改定の目的について、当てはまるものを全て選択してください。

#### 値上げした場合

料金を値上げした目的	事業者数	
給水収益が減少傾向にあるため	63	(50.0%)
今後必要となる更新費用の確保のため	65	(51.6%)
料金体系の見直しに伴う改定	22	(17.5%)
市町村合併による料金格差是正のため	50	(39.7%)
逡増度の緩和のため	3	(2.4%)
受水費の値上がりに伴う改定	5	(4.0%)
近隣事業体との料金格差是正のため	2	(1.6%)
基本水量制に対する不公平感の是正のため(基本水量制の見直し)	12	(9.5%)
その他(自由回答)	35	(27.8%)

(N=126)

#### <その他(主な回答)>

- ・消費税率変更に伴う料金改定 (11 件)
- ・市町村合併に伴う料金格差の是正 (9 件)
- ・累積欠損金の解消 (4 件)
- ・減価償却費及び企業債支払利息の増大 (3 件)
- ・消費税込表示から消費税別表示への変更 (2 件)
- ・料金総収入額は変更しないで、用途別から口径別へ負担区分を見直した (2 件)
- ・料金水準の適正化、基本水量制の見直し (1 件)
- ・浄水場整備工事が完了し、維持費が増加するため (1 件)

- ・大口需要者(大企業)の使用水量の大幅な減少(1件)
- ・一般会計からの補助金を抑えるため。(1件)

### 値下げした場合

料金を値下げした目的	事業者数	
給水収益が増加傾向にあるため	5	(5.7%)
料金体系の見直しに伴う改定	20	(23.0%)
市町村合併による料金格差是正のため	20	(23.0%)
逓増度の緩和のため	13	(14.9%)
受水費の値下がりに伴う改定	37	(42.5%)
近隣事業体との料金格差是正のため	14	(16.1%)
基本水量制に対する不公平感の是正のため(基本水量制の見直し)	12	(13.8%)
その他(自由回答)	20	(23.0%)

(N=87)

### <その他(主な回答)>

- ・行財政改革効果の還元(6件)
- ・市町村合併に伴う料金格差の是正(4件)
- ・大口需要者対策(4件)
- ・政治的判断(3件)
- ・水道料金の適正化(1件)

(問1-2) 今回の料金改定の概略を記入してください。

料金改定の概略	値上げの場合		値下げの場合	
	件数	(%)	件数	(%)
基本料金の変更	61	(48.4%)	40	(46.0%)
従量料金の変更	63	(50.0%)	48	(55.2%)
基本料金・基本水量の変更	15	(11.9%)	18	(20.7%)
市町村合併に伴う料金統一	29	(23.0%)	15	(17.2%)
口径別に変更	9	(7.1%)	3	(3.4%)
消費税の変更	9	(7.1%)		
総括原価方式による改定	8	(6.3%)	1	(1.1%)
逓増度の変更	8	(6.3%)	9	(10.3%)
逓増区分の変更	2	(1.6%)	7	(8.0%)
メーター使用料の変更	3	(2.4%)	6	(6.9%)
外税に変更	2	(1.6%)		
口座振替割引制度拡充			1	(1.1%)

(N=126)

(N=87)

(問1-3) 今回の料金改定における水道料金の適用日(施行日)はいつですか。また、前回の水道料金の適用日(施行日)はいつですか。

料金改定年度	事業者数	
2007年度	1	(0.5%)
2008年度	2	(1.0%)
2009年度	24	(12.1%)
2010年度	57	(28.8%)
2011年度	50	(25.3%)
2012年度	30	(15.2%)
2013年度	20	(10.1%)
2014年度	14	(7.1%)

(N=198)

料金改定までの期間	事業者数	
3年未満	20	(10.8%)
3年以上5年未満	37	(19.9%)
5年以上10年未満	65	(34.9%)
10年以上15年未満	40	(21.5%)
15年以上20年未満	16	(8.6%)
20年以上25年未満	4	(2.2%)
25年以上	4	(2.2%)

(N=186)

(問 1-4) 料金算定期間を記入してください。

料金算定期間	事業者数	
3年未満	24	(13.8%)
3年～4年未満	39	(22.4%)
4年～5年未満	44	(25.3%)
5年～6年未満	50	(28.7%)
6年～10年未満	12	(6.9%)
10年以上	5	(2.9%)

(N=174)

(問 1-5) 今回の料金改定における料金改定率を記入してください。

料金改定率	事業者数	
-10%未満	3	(1.6%)
-10%～5%未満	19	(10.4%)
-5%～3%未満	10	(5.5%)
-3%～0%未満	21	(11.5%)
0%～3%未満	28	(15.3%)
3%～5%未満	14	(7.7%)
5%～10%未満	35	(19.1%)
10%～15%未満	21	(11.5%)
15%～20%未満	12	(6.6%)
20%～25%未満	12	(6.6%)
25%以上	8	(4.4%)

(N=183)

料金改定率	値
最大	99.00
最小	-18.20
平均(値上げ)	10.93
平均(値下げ)	-4.69

(問 1-6) 改定前後の給水収益と当年度純利益を記入してください。なお、料金改定時期が年度途中であった場合は、当該年度を除き、前後の年度の数値としてください。

#### 全体集計

	回答数	改定前		改定後	
		給水収益	当年度純利益	給水収益	当年度純利益
料金値上げ	122	166,385,613,481	4,097,075,767	175,839,509,165	12,367,863,297
料金値下げ	53	231,062,527,609	14,785,995,639	220,063,134,695	12,142,229,583
計	175	397,448,141,090	18,883,071,406	395,902,643,860	24,510,092,880

#### 増減率の値

		料金値上げ	料金値下げ
平均値	給水収益の増減率	5.7%	-4.8%
	当年度純利益の増減率	201.9%	-17.9%
最大値	給水収益の増減率	46.1%	6.5%
	当年度純利益の増減率	4829.7%	2340.8%
最小値	給水収益の増減率	-33.5%	-17.8%
	当年度純利益の増減率	-4322.9%	-485.3%

(N=122)

(N=53)

(問 1-7) 今回の料金改定における、料金改定業務経験者の有無を選択してください。

**全体**

料金改定業務経験者の有無	事業者数
有り	85 (43.1%)
無し	112 (56.9%)

(N=197)

**給水人口規模別**

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
有り	54 (39.1%)	18 (48.6%)	10 (62.5%)	3 (50.0%)	85 (43.1%)
無し	84 (60.9%)	19 (51.4%)	6 (37.5%)	3 (50.0%)	112 (56.9%)
合計	138	37	16	6	197

(問 1-8) 今回の料金改定業務に係る引継資料等の有無を選択してください。

**全体**

引継資料等の有無	事業者数
有り	159 (80.7%)
無し	38 (19.3%)

(N=197)

**給水人口規模別**

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
有り	107 (77.5%)	33 (89.2%)	15 (93.8%)	4 (66.7%)	159 (80.7%)
無し	31 (22.5%)	4 (10.8%)	1 (6.3%)	2 (33.3%)	38 (19.3%)
合計	138	37	16	6	197

(問 1-9) 今回の料金改定作業は直営、委託のどちらで行いましたか。

**全体**

料金改定作業は直営／委託	事業者数
直営	176 (88.9%)
委託	22 (11.1%)

(N=198)

**給水人口規模別**

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
直営	122 (87.8%)	32 (86.5%)	16 (100.0%)	6 (100.0%)	176 (88.9%)
委託	17 (12.2%)	5 (13.5%)			22 (11.1%)
合計	139	37	16	6	198

(問 1-10)問 1-9 で「委託」を選択した場合、その理由を記入してください。

<主な回答>

- ・料金改定のノウハウがないため(11 件)
- ・他業務と一括して委託(4 件)
- ・作業量が多く、職員だけでは困難なため(3 件)
- ・外部の客観的な視点を踏まえるため (3 件)
- ・改定作業を円滑に進めるため(2 件)
- ・経費の削減(2 件)
- ・長期的な計画のため(1 件)

(問 1-11)料金改定作業を行う上で苦勞した点、工夫した点等を記入してください。また、今後、料金改定を実施するに当たり必要な技術を確保・維持する方策として考えられるものを記入してください。

<主な回答>

- ・料金改定時に培ったノウハウの継承が課題である。(13 件)
- ・料金値上げに対する住民の理解を得ること。(9 件)
- ・施設更新費用等の必要性を理解してもらうことが困難である。(9 件)
- ・資産維持費の設定について、市民(議会)の理解を得ることが難しい。(8 件)
- ・議会、審議等での資料作成、合意形成に時間を要した。(8 件)
- ・積極的に広報活動に努め、住民の理解を得る必要がある。(7 件)
- ・料金算定期間内において財政計画に基づき料金算定を行い、常々現行料金で経営可能かどうかの検証を行う必要があると考える。(4 件)
- ・上水道料金・下水道使用料のバランス、改定時期の調整に苦慮した。(4 件)
- ・料金改定率と健全経営のバランスを図ること。(4 件)
- ・経過措置、激変緩和措置の設定、議会等との調整に苦慮した。(4 件)
- ・急激に変化する社会情勢や水需要の動向を勘案しなければならない。(3 件)
- ・欠損金の解消(2 件)

(問 1-12)料金の値下げを行った場合、値下げ分の財源として当てはまるものを全て選択してください。

値下げ分の財源	事業者数	
剰余金	38	(46.3%)
人件費等、費用の削減	37	(45.1%)
企業債の発行	2	(2.4%)
その他(自由回答)	29	(35.4%)

(N=82)

<その他(主な回答)>

- ・受水費の値下げ(19 件)
- ・利益が確保できるため(3 件)
- ・経営及び企業努力による財源の捻出(2 件)
- ・一般会計からの繰入金(2 件)
- ・繰上償還等による支払利息の軽減(1 件)

### 3. 現在策定している構想・計画について（全9問）

#### 1) 現調査時点で運用している主な構想・計画について

(問 2-1) 構想・計画の名称を記入してください。

構想・計画の名称		事業者数	
ビジョン		101	(50.2%)
財政/経営計画		39	(19.4%)
基本計画等		38	(18.9%)
市町総合計画		17	(8.5%)
施設整備計画		16	(8.0%)
アセットマネジメント		14	(7.0%)
経営健全化計画		14	(7.0%)
その他	拡張計画/認可	9	(4.5%)
	中期実施計画	8	(4.0%)
	管路更新計画	6	(3.0%)
	簡水統合計画	5	(2.5%)
	施設更新計画	4	(2.0%)
	水道施設耐震化計画	4	(2.0%)
	管路耐震化計画	2	(1.0%)
	管路維持保全計画	2	(1.0%)
	長寿命化計画	1	(0.5%)
	再構築計画	1	(0.5%)
	浄水場等維持保全計画	1	(0.5%)
	危機管理計画	1	(0.5%)
	定員適正化計画	1	(0.5%)
	料金適正化計画	1	(0.5%)
新市建設計画	1	(0.5%)	

(N=201)

(問 2-2) 問 2-1 で回答した構想・計画の策定時期を記入してください。

構想・計画の名称	策定年度										
	2004 以前	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ビジョン	0	5	5	11	22	16	17	9	7	6	3
財政/経営計画	0		1	4	4	4	11	5	2	6	2
基本計画等	2	3	6	7	3	1	9	4	2	1	
市町総合計画	0	2	2	1	1	2	1	3	2	3	
施設整備計画	0			1	2		3	4	4	1	1
アセットマネジメント	0						1		1	10	2
経営健全化計画	0			2		1	4	3	4		
その他	5		4	4	3	4	4	3	5	9	6
合計	7	10	18	30	35	28	50	31	27	36	14
	(2.4%)	(3.5%)	(6.3%)	(10.5%)	(12.2%)	(9.8%)	(17.5%)	(10.8%)	(9.4%)	(12.6%)	(4.9%)

(N=286)

(問 2-3) 問 2-1 で回答した構想・計画の対象期間を記入してください。

構想・計画の名称	計画期間(年)				
	2～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21年以上
ビジョン	2	76	20	2	1
財政/経営計画	21	15	1	2	0
基本計画等	2	19	11	4	2
市町総合計画	5	11	1		
施設整備計画	5	7	3		1
アセットマネジメント		3			11
経営健全化計画	10	3	1		
その他	8	21	7	6	5
合計	53 (18.5%)	155 (54.2%)	44 (15.4%)	14 (4.9%)	20 (7.0%)

(N=286)

(問 2-4) 問 2-1 で回答した構想・計画の概要(目的、趣旨)を記入してください。

### <主な回答>

#### ビジョン

- ・目指すべき将来像及びその実現のための方策等を示す(89 件)
- ・老朽化や大規模地震等に備える(8 件)
- ・長期経営計画、経営の指針(4 件)
- ・総合計画の基本事業を確実に実施していくため、実施方針・方策を掲げるもの(2 件)
- ・水道事業統合後の事業計画(2 件)
- ・基本方針に基づいた実施計画(2 件)

#### 財政/経営計画

- ・基本計画等の実施計画として策定(10 件)
- ・経営の健全化に資することを目的(9 件)
- ・効率的・計画的な事業経営を目指すもの(8 件)
- ・経営方針実現のための主要施策及び財政収支見通しからなる計画(7 件)
- ・料金改定を検討するための財政計画(4 件)
- ・留保財源を確保するように計画されている(1 件)
- ・事業の簡素化及び効率化に関する計画(1 件)
- ・「地方公営企業の経営の総点検について」に基づく計画(1 件)

#### 基本計画等

- ・地域水道ビジョンの位置づけ(25 件)
- ・地域水道ビジョンを実現するための実施計画、施設整備計画等(9 件)
- ・市のまちづくりの基本理念に基づく水道基本計画(1 件)

#### 市町総合計画

- ・まちづくりの指針となるもので、まちづくりの方向やそれを実現させるための取り組みなどを定めたもの(17 件)

#### 施設整備計画

- ・地域水道ビジョンを実現するための実施計画、施設整備計画等(10 件)
- ・老朽管路の更新、施設の耐震化等にかかる整備計画(7 件)

#### アセットマネジメント

- ・将来の更新計画や財政収支を明らかにし、健全な財政運営を図るもの(5 件)

#### 経営健全化計画

- ・公的資金補償金免除繰上償還に係る計画(5 件)
- ・行政コストの削減、財政の健全化を推進するための計画(4 件)

(問 2-5) 問 2-1 で回答した構想・計画のうち、総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」報告書で示された「投資計画」に位置づけられるものはありますか。

#### 投資計画の有無

「投資計画」の有無	事業者数	
有り	46	(27.4%)
無し	122	(72.6%)

(N=168)

#### 投資計画の名称

「投資計画」の名称	事業者数	
基本計画等	11	(23.9%)
アセットマネジメント	10	(21.7%)
ビジョン	9	(19.6%)
財政/経営計画	7	(15.2%)
施設整備計画	4	(8.7%)
その他	5	(10.9%)

(N=46)

その他: 中期実施計画、長寿命化計画、管路更新計画

(問 2-6) 「投資計画」について、総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」報告書によると「計画期間は最低 10 年間とすることが望ましい」とされているが、これについて貴事業体が考える課題を記入してください。

#### <主な回答>

- ・投資計画は 10 年が妥当と考える (25 件)
- ・財源面から計画が大幅に変わる可能性がある (17 件)
- ・財政面の裏付けが困難なため公表できない (14 件)
- ・財政計画との整合が必要である (12 件)
- ・10 年以上の施設整備計画等があり、問題ない (11 件)
- ・随時フォローアップによる修正が必要と考える (9 件)
- ・アセットマネジメントとの関連付けが必要 (8 件)
- ・精度を高めるには相当の時間と労力を要する (6 件)
- ・総合計画等の上位計画と期間の整合がとれない (3 件)
- ・地域水道ビジョン等から具体化する必要がある (3 件)
- ・新会計基準を加味して投資計画を策定する (2 件)
- ・耐震診断結果等の不確定要素が大きい (2 件)
- ・耐用年数の長い大規模施設の更新が計画期間に反映するため長期間の計画が必要 (1 件)
- ・技術的なことや知識が十分でない (1 件)
- ・近隣事業体との統合を視野に入れた計画が求められる (1 件)

(問 2-7) 問 2-1 で回答した構想・計画のうち、総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」報告書で示された「財政計画」に位置づけられるものはありますか。

#### 財政計画の有無

「財政計画」の有無	事業者数	
有り	48	(28.4%)
無し	121	(71.6%)

(N=169)



## 財政計画の名称

「財政計画」の名称	事業者数	
財政/経営計画	12	(25.0%)
アセットマネジメント	10	(20.8%)
ビジョン	8	(16.7%)
基本計画等	7	(14.6%)
施設整備計画	3	(6.3%)
その他	8	(16.7%)

(N=48)

その他: 中期実施計画、長寿命化計画、拡張計画/認可、経営健全化計画、料金適正化計画、管路更新計画

(問 2-8)「財政計画」について、総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」報告書によると「計画期間は最低 10 年間とすることが望ましい」とされているが、これについて貴事業体が考える課題を記入してください。

### <主な回答>

- ・不確定要素が多く、計画期間が長くなると精度が問題となる(45 件)
- ・随時フォローアップによる修正が必要と考える(20 件)
- ・財政計画は 10 年が妥当と考える(11 件)
- ・未定の料金改定や精度に問題のある計画は公表できない(10 件)
- ・投資計画と関連づけた財政計画の策定が必要(8 件)
- ・財政シミュレーションは行っているが、財政計画といえるものではない(6 件)
- ・新会計制度を反映した財政計画を策定する(5 件)
- ・財政計画を策定する技術的なことや知識が十分でない(5 件)
- ・アセットマネジメントとの関連付けが必要(4 件)
- ・料金算定期間より長く、別途財政計画を作成しなければならない(2 件)
- ・どの程度財源を確保していることが望ましいのか判断が難しい(1 件)
- ・総合計画等の上位計画と期間の整合がとれない(1 件)

(問 2-9) 総務省が示す「財政計画」と料金算定期間をどのように関連づけている、または、関連づける予定ですか。

### <主な回答>

- ・財政計画のフォローアップを適時行う(33 件)
- ・財政計画の前半数年を料金算定期間とする(31 件)
- ・財政計画と関連づけている(18 件)
- ・財政計画と料金算定期間は関連づけていない(18 件)
- ・財政計画と料金算定期間は同じとする(6 件)
- ・地域水道ビジョン、基本計画等と関連付けている(5 件)
- ・首長の判断により料金改定が伴うことから、料金算定期間は任期の4年間とする(1 件)
- ・料金算定期間は水道料金算定要領にあるとおり、3～5年の期間で算定(1 件)
- ・10 年では精度の問題があり、別途料金算定期間を設けた(1 件)
- ・アセットマネジメントと関連づける(1 件)

#### 4. 水道料金の算定方法について（全 68 問）

##### 1) 「水道料金算定要領」について

（問 3-1）日本水道協会発行「水道料金算定要領」（現行）の内容を認知していますか。

##### 全体

「水道料金算定要領」（現行）の認知	事業者数	
認知している	145	(73.2%)
認知していない	53	(26.8%)

(N=198)

##### 給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
認知している	89 (64.0%)	34 (91.9%)	16 (100.0%)	6 (100.0%)	145 (73.2%)
認知していない	50 (36.0%)	3 (8.1%)			53 (26.8%)
合計	139	37	16	6	198

（問 3-2）問 3-1 で「認知している」と回答した事業体に伺います。現行の算定要領で内容が分かりにくい箇所はどこですか。当てはまるものを全て選択してください。

算定要領で内容が分かりにくい箇所	事業者数	
営業費用におけるその他維持管理費の対象	8	(4.0%)
控除項目の対象	21	(10.6%)
償却対象資産の範囲	13	(6.6%)
固定費の配分基準（負荷率、施設利用率等による配分）	48	(24.2%)
準備料金の配賦基準 （理論流量比と断面積比等による配賦）	73	(36.9%)
原価の配賦にあたっての特別措置	49	(24.7%)
原価の配賦にあたっての特別措置 （固定費の一部を準備料金に配賦する配分基準）	52	(26.3%)
配賦例における総括原価の分解 （需要家費、固定費、変動費）	40	(20.2%)
参考資料の限界費用の計算	31	(15.7%)
その他（自由回答）	29	(14.6%)

(N=198)

##### <その他(主な回答)>

- ・資産維持率の設定の根拠・考え方(9 件)
- ・詳細な説明や解説等を補足してほしい(2 件)
- ・固定費の配分、配賦等については算定基準が分かりづらい(2 件)
- ・対象経費の配賦にかかる補正係数の考え方(1 件)
- ・配賦例に解説などの記載があれば理解しやすい(1 件)
- ・計算実例があったら理解しやすい(1 件)
- ・考え方や理由についてわかりにくい(1 件)
- ・具体的な新会計制度での勘定科目での説明(1 件)
- ・簡易入力用があると算定しやすい(1 件)
- ・専門的な知識を非常に要する。(1 件)

## 2) 水道料金の算定方式について

(問 3-3) 貴事業体における水道料金の原価の算出方法について、総括原価方式(損益収支方式)、資金収支方式のどちらの方式の考え方によっていますか。

### 全体

水道料金の原価の算出方法	事業者数	
総括原価方式(損益収支方式)	163	(86.2%)
資金収支方式	26	(13.8%)

(N=189)

### 給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
総括原価方式 (損益収支方式)	112 (84.8%)	32 (88.9%)	15 (100.0%)	4 (66.7%)	163 (86.2%)
資金収支方式	20 (15.2%)	4 (11.1%)		2 (33.3%)	26 (13.8%)
合計	132	36	15	6	189

(問 3-4) 問 3-3 で回答した算出方法を採用している理由を記入してください。

### 総括原価方式(損益収支方式)を採用している理由

#### <主な理由>

- ・水道料金の望ましいあり方を示す具体的算定基準として位置づけられている水道料金算定要領(総括原価方式)に従うべきと考えるため。(62 件)
- ・総括原価方式によることが合理的と考えられる。(16 件)
- ・資本収支方式では、現在の施設の更新費用の確保(内部留保資金)が出来ないため(10 件)
- ・第三者に説明しやすい。(9 件)
- ・将来更新需要に耐えうる経営基盤を構築する必要があると考えているため。(8 件)
- ・料金算定期間中における収益的収支のバランスを考慮して原価を算定しなければ、経営上の損失が生じる可能性があるため。(5 件)
- ・総括原価方式を採用しているところが多いため(4 件)
- ・水道料金の望ましいあり方を示す具体的算定基準と考えられるため。(3 件)
- ・資金収支方式を認知していなかった。(2 件)
- ・法令の解釈及び総務省通知のとおり、基本は総括原価方式であると考えているため(2 件)
- ・累積欠損金の解消のため。(2 件)
- ・ストック情報、フロー情報のない資金収支方式では不十分と考えるため。(1 件)
- ・純利益をどれだけにするかと目標を設定したほうが、料金の設定がシンプルだから(1 件)

### 資金収支方式を採用している理由

#### <主な理由>

- ・議会等への説明がしやすいという点から資金収支方式を選択している。(11 件)
- ・以前から資金収支方式を採用しており、この方法で議会の理解を得ている。(3 件)
- ・資金計画及び収支バランスなどを説明しやすい(2 件)
- ・施設の更新や耐震化等の経費を含まないと正しい料金改定はできない。(1 件)
- ・長期の財政計画と併せて検討することで、資金収支方式で大きな問題はない。(1 件)
- ・水道料金以外の加入金等の現金収入も見込むことで料金改定率を低く抑えるため。(1 件)
- ・収益的支出は、経費の算出が変動的で精度を維持することが難しい(1 件)
- ・今後始まる企業債償還の財源が大幅に不足するものと見込まれたことから、単年度資金収支の赤字解消を目標として料金値上げ幅を設定した。(1 件)

(問 3-5)問 3-3 の回答で「総括原価方式(損益収支方式)」を選択し、かつ移行前が「資金収支方式」であった事業体に伺います。資金収支方式の考え方から総括原価方式(損益収支方式)の考え方に移行した時期を記入してください。また、移行した理由について、当てはまるものを全て選択してください。

#### 移行した時期

「総括原価方式(損益収支方式)」に移行した時期	事業者数	
1979年度	1	(5.9%)
1981年度	1	(5.9%)
1989年度	1	(5.9%)
2002年度	1	(5.9%)
2005年度	1	(5.9%)
2008年度	1	(5.9%)
2010年度	9	(52.9%)

(N=17)

#### 移行した理由

「総括原価方式(損益収支方式)」に移行した理由	事業者数	
資金収支方式では更新費用が確保できないため	12	(70.6%)
対外的な説明がしやすいため	11	(64.7%)
水道料金算定要領で定めているため	12	(70.6%)
その他(自由回答)	5	(29.4%)

(N=17)

#### <その他(主な回答)>

- ・法非適用から法適用に伴い移行(1件)
- ・建設投資の時代から維持管理の時代への変化に対応し、本来の損益計算を基礎として料金原価を算定する方式に移行する必要があったため。(1件)
- ・経営審議会より口径別料金体系への見直し、総括原価方式の移行が決定した。(1件)
- ・水道法で定められているあるべき料金算定方式であり、財政状況的に総括原価方式への移行が可能であったため。(1件)

(問 3-6) 現行の算定方式を見直す予定はありますか。また、見直す、見直さないどちらであっても、その理由を記入してください。

	現行の算定方式を見直す予定	事業者数	
総括原価方式 (損益収支方式)	見直す	6	(3.4%)
	見直さない	149	(84.2%)
資金収支方式	見直す	5	(2.8%)
	見直さない	17	(9.6%)

(N=177)

#### 総括原価方式(損益収支方式)を見直す理由

##### <主な回答>

- ・アセットマネジメントを活用した長期的な判断を踏まえた費用確保の検討も必要と考えるため。(1件)
- ・総括原価方式を基本とするものの、双方を比較計算のうえ、市民へのわかりやすさも考慮して実施する必要があると考えられるため。(1件)
- ・今後の更新需要、財源についても加味しながら行っていく方が望ましいと考えるため。(1件)

#### 総括原価方式(損益収支方式)を見直さない理由

##### <主な回答>

- ・現在の算定方式で特に支障がないため(14件)

- ・総括原価方式によることが合理的、適正な水道料金の算出方法と思われるため。(13件)
- ・長期的な更新費用の確保のため(12件)
- ・継続性の確保(7件)
- ・水道料金の望ましいあり方を示す具体的算定基準として位置付けられている水道料金算定要領に従うべきと考えるため(5件)
- ・損益収支方式の方が、財政の健全性を確保できていると考えている(4件)
- ・水道料金算定要領で定められていることであれば対外的な説明がしやすいため(4件)
- ・水道料金算定要領に従っているため(4件)
- ・損益収支方式の方が料金根拠として理解しやすい(2件)
- ・資金収支方式より総括原価方式の方がより望ましいと考えて移行したため(1件)
- ・新会計基準では、アセットマネジメントを実施し、更新費用を見積もった上で、経営戦略にあるように、投資計画・財政計画を作成し、黒字・積立の説明を行っていききたい(1件)
- ・資金不足を料金で回収していることが予算上明確でないため(1件)
- ・欠損金があり、損益収支の改善が料金改定の理由であるため(1件)

### 資金収支方式を見直す理由

#### <主な回答>

- ・総括原価方式の方が水道料金の適正化に資すると考えるため(1件)
- ・更新費用の確保等、より具体的な将来の見通しをたてるため(1件)
- ・料金改定の必要性や、資産維持費の算定など説明しやすいのは、資金収支方式であると考えますが、全国的な基準としての水道料金算定要領での算定が望ましいと考える(1件)
- ・今後、施設の更新需要が増大してくるため、損益収支方式や資産維持費の導入を検討していく必要があると考える(1件)

### 資金収支方式を見直さない理由

#### <主な回答>

- ・大幅な値上げが必要となり、現実的に困難と考える(2件)
- ・現行の算定方式で特に問題は生じていないため(2件)
- ・対外的な説明がしやすいため、現在の算定方式が望ましい(2件)
- ・総括原価方式では的確な控除項目を検討する必要があるなど、より専門的な会計上の知識が必要となるため(1件)

### 3) 総括原価について

(問 3-7) 収益的支出(3条支出)の費用項目(科目)の中で、総括原価に含めていない費目はありますか。

#### 全体

総括原価に含めていない費目の有無	事業者数	
有り	30	(18.0%)
無し	137	(82.0%)

(N=167)

#### 給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
有り	21 (18.3%)	5 (15.2%)	1 (6.7%)	3 (75.0%)	30 (18.0%)
無し	94 (81.7%)	28 (84.8%)	14 (93.3%)	1 (25.0%)	137 (82.0%)
合計	115	33	15	4	167

(問 3-8) 問 3-7 で、総括原価に含めていない費用項目(科目)が「有」と回答した事業体に伺います。総括原価に含めていない具体的な費用項目(科目)を記入してください。

※費用項目(科目)が複数ある場合は、その全てを記入してください。

総括原価に含めていない費用項目(科目)	事業者数	
受託工事費	23	(79.3%)
特別損失	6	(20.7%)
資産減耗費	3	(10.3%)
資産維持費	2	(6.9%)
検針委託料(下水道会計負担分)	2	(6.9%)
材料及び不用品売却原価	2	(6.9%)
雑支出	2	(6.9%)
配水管切廻し工事補償金	1	(3.4%)
職員厚生費(福利厚生費)	1	(3.4%)
消火栓維持管理費	1	(3.4%)

(N=29)

(問 3-9) 問 3-7 で、総括原価に含めていない費用項目(科目)が「有」と回答した事業体に伺います。問 3-8 で回答した費用項目(科目)を総括原価に含めていない理由を記入してください。

#### <主な回答>

- ・受託工事費: 受託事業収入を伴うもののため(17件)  
料金算定に計上すべき費用ではないため(6件)
- ・特別損失: 不納欠損処理をするため(5件)  
料金算定に計上すべき費用ではないため(1件)
- ・資産減耗費: 一時的な費用のため、水道料金で賄うのはふさわしくない(1件)
- ・資産維持費: 適正な所要額の把握が難しいため(1件)
- ・検針委託料(下水道会計負担分): 他からの収入があるため(2件)
- ・材料及び不用品売却原価: 水道事業運営に直接的に関わる費用ではないため(2件)
- ・雑支出: 少額であり、原価に含めるほどのものでもないため(1件)
- ・配水管切廻し工事補償金: 水道事業運営に直接的に関わる費用ではないため(1件)
- ・消火栓維持管理費: 水道事業運営に直接的に関わる費用ではないため(1件)

(問 3-10)問 3-7 で、総括原価に含めていない費用項目(科目)が「有」と回答した事業体に伺います。問 3-8 で回答した費用項目(科目)の財源は、どこから調達しているかを記入してください。

<主な回答>

- ・受託工事収益(15 件)
- ・経費節減等により発生させた財源(5 件)
- ・水道料金以外の収益(営業外収益等)(2 件)
- ・一般会計からの補助金(1 件)

(問3-11)総括原価方式の本来の目的は、事業に要する費用すべての回収を認めるのではなく、あるべき適正な費用のみの回収を認めることであるが、これについて、貴事業体における説明責任上の観点からの取組を記入してください。

<主な回答>

- ・費用を抑える経営努力を行っている。(64 件)
- ・予算決算に関する事項、経営状況、経営努力等の情報提供の充実(38 件)
- ・中期経営計画等を策定・公表し、それをもとに適正な事業経営の運営に努めている(8 件)
- ・民間委託等によって積極的に効率化を図っている(8 件)
- ・中期経営プラン等の経営計画に基づき費用を抑えるよう努力し、年度毎に成果報告を公表している(6 件)
- ・施策や指標、財政計画を策定するとともに、その成果や効果についても年度ごとに評価し公表している(6 件)
- ・上下水道事業経営審議会の定期開催(6 件)
- ・人員削減、職員定員の適正管理(5 件)
- ・行財政改革による経営の効率化(3 件)
- ・収納率の向上(2 件)
- ・整備事業の効率化を図り、起債等の利息などの負担の軽減を図っている(1 件)
- ・必要最低限の原価のみ計上している(1 件)
- ・新たな財源確保(遊休地の処分及び活用、検針票広告等)(1 件)
- ・基準内繰入金の確保(1 件)
- ・有収率の向上(1 件)

(問 3-12)事業運営に伴う関連収入のうち、控除していない収益項目(科目)はありますか。

全体

控除していない収益項目(科目)の有無	事業者数	
	有り	17
無し	146	(89.6%)

(N=163)

給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
有り	9 (8.0%)	7 (21.9%)	1 (6.7%)		17 (10.4%)
無し	103 (92.0%)	25 (78.1%)	14 (93.3%)	4 (100.0%)	146 (89.6%)
合計	112	32	15	4	163

(問 3-13)問 3-12 で、控除していない収益項目(科目)が「有」と回答した事業体に伺います。控除していない収益項目(科目)について、当てはまるものを全て選択してください。

控除していない収益項目(科目)	事業者数	
受託工事収益	11	(64.7%)
加入金	10	(58.8%)
工事負担金	4	(23.5%)
その他(科目名)	4	(23.5%)

(N=17)

<その他(主な回答)>

- ・諸手数料他(1件)
- ・資本的収入における一般会計補助金(1件)
- ・検査手数料(1件)
- ・その他収益(1件)

(問 3-14)問 3-12 で、控除していない収益項目(科目)が「有」と回答した事業体に伺います。問 3-13 で回答した収益項目(科目)を控除していない理由を記入してください。

<主な回答>

受託工事収益

- ・料金算定に計上すべき費用ではないため(2件)
- ・受託工事収益は、料金収入とは別と考えるため(2件)
- ・受託工事関係については費用収益とも少額で料金算定に影響ないため(1件)
- ・受託給水工事費を損益勘定で経理していることによる(1件)
- ・3・4条すべての収益・費用を加味して料金改定を行なっている(1件)
- ・収益に対応する費用を原価に含んでいないため(1件)
- ・受託工事収益を含めた収支を用いて水道料金の算定を行っているため(1件)
- ・本来の経営に関係ないため(1件)

加入金

- ・世代間の公平性を図るために徴収しており、控除する必要はないと考えているため(1件)
- ・建設改良費の財源としているため(1件)
- ・給水加入金を含めた収支を用いて水道料金の算定を行っているため(1件)
- ・更新時収入として見込めない財源であり、料金算定に入れるべきでないと判断したため(1件)
- ・4条収入としているため(1件)
- ・控除すると算定期間後に赤字となる可能性が高かったため(1件)

工事負担金

- ・料金算定に入れるべきでないと判断したため(1件)
- ・4条収入としているため(1件)

(問 3-15)資産維持費以外で事業体独自に算入している原価項目(科目)はありますか。

資産維持費以外で事業体独自に算入している原価項目(科目)の有無	事業者数	
有り	2	(1.2%)
無し	160	(98.8%)

(N=162)



(問 3-16)問 3-15 で、独自に算入している原価項目(科目)が「有」と回答した事業体に伺います。事業体独自に算入している、具体的な原価項目(科目)を記入してください。

(問 3-17)問 3-15 で、独自に算入している原価項目(科目)が「有」と回答した事業体に伺います。事業体独自に算入している目的(理由)を記入してください。

(問 3-16)

(問 3-17)

具体的な原価項目(科目)	事業者数	独自に算入している目的(理由)
水需要予測、物価変動 等	1	5年間の物価変動を算定に入れることで、より具体的な改定率が得られるため
危機管理費 (災害等の緊急時対応費用)	1	突然の事故に対応できるよう検査手数料や土地借上げ料などを予算化しているが、持続可能な給水体制をとるためにも料金に反映させる必要があると考える。

(N=2)

(問 3-18)問 3-3 で、水道料金の原価を「総括原価方式(損益収支方式)」で算出していると回答した事業体に伺います。減価償却費の算定にあたり、法定耐用年数を基にしていますか。

減価償却費の算定は、法定耐用年数を基にしているか	事業者数
はい	158
いいえ	0

(N=158)

(問 3-19)問 3-18 で「いいえ」と回答した事業体に伺います。法定耐用年数によらない場合、何を基にしていますか。また、その根拠及び法定耐用年数によらない理由を記入してください。

※該当なし

(問 3-20)繰越欠損金が発生したことがある事業体に伺います。繰越欠損金がある場合、原価に算入していますか。

繰越欠損金がある場合、原価に算入しているか	事業者数
算入している	22 (37.9%)
算入していない	36 (62.1%)

(N=58)

(問 3-21)繰越欠損金が発生したことがある事業体に伺います。繰越欠損金を原価に算入している理由、または、原価に算入していない理由を記入してください。

### 原価に算入している理由

#### <主な理由>

- ・欠損が生じた場合、次期算定期間の経費に算入すべきと考える(6件)
- ・累積欠損金が発生するまで改定できなかったため、原価に算入した(3件)
- ・累積欠損金の解消を迫られていたため(2件)
- ・水道施設の老朽化対策の財政面での道筋を立てるため(2件)
- ・料金で回収すべき費用であると考えたため(2件)
- ・実質的な経営の回復が見込まれないものとする(2件)
- ・累積欠損金を算入することは不適切と考えるが、水道料金で回収するしか手段がなかったため(1件)

## 原価に算入していない理由

### <主な理由>

- ・総括原価方式により適正な原価でもって料金を算定してきているため、仮に赤字額が生じても原価には参入できないと考える(15件)
- ・繰越欠損金が発生した原因が、特殊な事由(資産整理による特別損失等)であったため(2件)
- ・欠損金の主な理由は減価償却費であり、長期的には欠損金を解消できる見込みであった(1件)
- ・繰越欠損金があるが、預金もあるので参入していない(1件)
- ・過去の欠損を将来世代に負担させるのは不適當であるため(1件)
- ・黒字転換により繰越欠損金を減少すべきと考えている(1件)
- ・欠損金が生じたが、改定直前だったため算入していない(1件)
- ・繰越欠損金の一部が一般会計から繰入措置されたため(1件)

#### 4) 資産維持費について

(問 3-22)水道料金の原価を総括原価方式(損益収支方式)で算出している事業体に伺います。資産維持費相当額を算入していますか。

##### 全体

資産維持費相当額を算入しているか	事業者数	
算入している	67	(43.2%)
算入していない	88	(56.8%)

(N=155)

##### 給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
算入している	40 (38.1%)	17 (54.8%)	7 (46.7%)	3 (75.0%)	67 (43.2%)
算入していない	65 (61.9%)	14 (45.2%)	8 (53.3%)	1 (25.0%)	88 (56.8%)
合計	105	31	15	4	155

(問 3-23)問 3-22 で、資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。資産維持費の名称、趣旨及び対外的な説明を記入してください。

##### 資産維持費の名称

###### <主な回答>

- ・資産維持費(55件)
- ・資本報酬(4件)
- ・施設改良費(2件)
- ・事業報酬(1件)
- ・資産維持費 施設の建設、改良に必要な所要額(1件)

##### 資産維持費の趣旨及び対外的な説明

###### <主な回答>

- ・物価上昇による減価償却の不足や工事の施工環境の悪化による工事費の増大等に対応して、実態資本を維持し、適切な給水サービスを継続していくため。(19件)
- ・水道料金算定要領による(11件)
- ・長期的に将来を見据え、負担の期間的公平性の観点から、今後の新設更新に必要な資金の一部を資産維持費として原価に算入するため(5件)
- ・給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき費用と説明している(4件)
- ・内部留保による資産の持続的な維持管理のため(4件)
- ・適切な給水サービスを維持していくため(4件)
- ・将来にわたって水道事業を健全に運営していくために必要な費用(3件)
- ・事業の施設全体の維持のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額(3件)
- ・内部に留保すべき適正な事業報酬で、浄水場の整備等の重要な資金となる等(1件)
- ・地方公営企業法第21条第2項の規定に基づき、健全な運営を確保するため(1件)
- ・健全な事業運営を行うため、企業債以外の資金で整備した資産の報酬及び日常生活に必要な不可欠なサービスを提供する事業であることを加味した災害リスクを費用として考慮した(1件)
- ・資産維持費は純利益となるが、公営企業会計における「もうけ」(処分可能利益)ではなく、法定積立金である減債積立金に積み立て、企業債の償還のために使用すべきものである(1件)

(問 3-24)問 3-22 で、資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。資産維持費相当額をどのように算定しているか、また、その算定方法とした理由を記入してください。

<主な回答>

資産維持費相当額の算定方法	算定方法の理由
対象資産×資産維持率(43件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金算定要領に示されていたため(26件)</li> <li>・健全な財政基盤の確保からの見地からは、企業自身の経営の中から企業内に資金を留保することが必要であるから(1件)</li> <li>・配水池建設費や、今後の配水管等の大量更新に備えるためには、一定の資金が必要(1件)</li> <li>・実体資本の現在価格の把握が難しいため。(1件)</li> </ul>
自己資本に適正な率を乗じて算定(6件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額を確保し、長期的な経営の安定性が期待できるため(3件)</li> <li>・貸借対照表に計上している資産額は、実態とかい離している可能性があるため、確実に算出できる資本ベースとした(1件)</li> </ul>
積上げ方式(4件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後安定的に建設投資を行っていくための必要資金額から、減価償却費や4条収入などを控除した額(1件)</li> <li>・給水サービスの維持向上や施設実体を維持に必要な額を積み上げる(2件)</li> </ul>
対象資産×平均的な自己資本構成比率×自己資本利益率(3件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧水道料金算定要領に基づく(2件)</li> </ul>
水道料金算定要領(対象資産×資産維持率)に独自の調整を加えている(1件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金が高すぎるため、国の支援相当分(交付税)を除いた(1件)</li> </ul>
(自己資本金+剰余金-工事負担金-水道負担金)×8%×2年(1件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>今までの料金改定の算定方式を採用(1件)</li> </ul>
算定期間期末の資金残高が給水収益の6か月分確保できるよう調整(1件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金算定期間末時点の資金残高に着目した(1件)</li> </ul>

(問 3-25)問 3-22 で、資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。資産維持率を設定していますか。設定している場合、現行料金における資産維持率は何%ですか。また、その率とした根拠を記入してください。

資産維持率の設定

資産維持率を設定	事業者数	
設定している	44	(66.7%)
設定していない	22	(33.3%)

(N=66)

資産維持率(%)の設定	事業者数	
4%以上	4	(9.3%)
3%以上4%未満	9	(20.9%)
2%以上3%未満	9	(20.9%)
1%以上2%未満	10	(23.3%)
1%未満	11	(25.6%)

(N=43)

## 資産維持率の根拠

### <主な理由>

#### 4%以上

- ・更新、再構築の時期を迎えることに伴い莫大な費用の必要が想定され、水道料金算定要領の資産維持率3%では資金不足が生じる可能性があることから(1件)
- ・資産維持率5%=3%(調達費用)+2%(リスク分)を採用した。前回の改定時は10%。(1件)

#### 3%以上 4%未満

- ・水道料金算定要領(6件)
- ・水道料金算定要領(現行)数値を参考に資本収支方式で検証し決めた(1件)
- ・当時の企業債の借入利率が2%程度であった。これにリスク率は需要者の急激な負担増を考慮して1%とした。(1件)

#### 2%以上 3%未満

- ・将来の更新費不足額分(7件)
- ・水道料金算定要領(2件)

#### 1%以上 2%未満

- ・将来の更新費不足額分(2件)
- ・基本水量のみの変更のため、現在の単価に合わせるように調整(1件)
- ・算定要領の3%と設定すると大幅な値上げとなったことから、その1/2とした(1件)
- ・政府債利率の平均値×平均的な自己資本構成比率(1件)
- ・3%を基本に検討したが、あまりに大幅な料金改定となるため、料金の改定率を優先して考慮した結果、算定に含めたのは1%程度にとどまった(1件)

#### 1%未満

- ・算定要領の3%と設定すると大幅な値上げとなったことから(7件)
- ・現在保有している資産を維持できる費用を考慮(2件)
- ・平均的な自己資本構成比率×繰入率(2件)
- ・将来の更新費不足額分(1件)

(問3-26)問3-22で、資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。「対象資産×資産維持率」の「対象資産」の対象は何としていますか。また、その根拠(特に休止資産の扱い)を記入してください。

### <主な回答>

「対象資産」の対象	その根拠
償却対象資産全て(45件)	・水道料金算定要領(11件) ・休止資産がない、不明なため(10件) ・遊休資産も、それに伴う維持費が発生するため(2件) ・投資費用は水道料金で回収する必要があるため(1件) ・算定要領の3%とは設定しておらず、更新費用の確保に不安があるため(1件)
遊休状態にある資産を除いたもの(2件)	・遊休状態の施設については今後資産として維持する必要がないため(2件)
固定資産合計から土地、建設仮勘定、量水器を除いたもの(1件)	・量水器はメーター使用料金で回収するため(1件)

(問 3-27)水道料金算定要領で示している資産維持費の算出方法「対象資産×資産維持率」について、資産維持率を3%に設定し資産維持費を算出した場合、更新費用を確保できると考えますか。

資産維持率3%で更新費用を確保できるか	事業者数	
確保できる	47	(51.6%)
確保できない	24	(26.4%)
わからない	20	(22.0%)

(N=91)

### 確保できると考える理由

#### <主な回答>

- ・更新費用を確保できる(35 件)
- ・水道施設等の耐用年数から考えて、確保できると思われる(2 件)
- ・更新費用や災害対応等を考慮し費用を確保できる(1 件)
- ・総務省の例では3%としているため確保できるのではないかと思う(1 件)
- ・更新費用が劇的に変動しない限り確保できると考える(1 件)
- ・現行の積み上げ方式の額を上回るため、更新費用を確保できると考える(1 件)
- ・確保できると思われるが、施設等の更新状況により、短い期間での料金算定が必要である(1 件)
- ・減価償却費による資金確保もあり、更新費用を確保できると考える(1 件)

### 確保できない理由

#### <主な理由>

- ・確保できない(14 件)
- ・更新費用が増加すると、将来的に費用を確保するのが難しくなる可能性がある(5 件)
- ・資産維持費の算出方法で計算したが、更新費用の確保はできていない(2 件)
- ・震災による施設更新等もあり、確保できるとは思えない(1 件)
- ・施設の更新時には、耐震化の他工事費高騰要因があり、3%では確保出来ないと思われる(1 件)
- ・アセットマネジメントを実施した場合、確保できるとは言えない(1 件)
- ・経年化した対象資産の再取得価格は、3%相当の資産維持費では再投資が難しい(1 件)

### わからない理由

#### <主な理由>

- ・人口減少に伴う設備のダウンサイジングが必要なため、更新費用の算定が困難であり、資産維持費の比較検討できない(1 件)
- ・浄水場の建て替え等大規模なものに関しては、検討が必要だと考える(1 件)
- ・施設整備計画との整合性があるかで判断したい(1 件)
- ・具体的に試算をしていないので不明だが、更新時財源は起債で措置できるため、その後に「元金償還額>減価償却額」となる期間の資金不足を賄える水準であればよいと思われる(1 件)
- ・アセットマネジメント、投資計画、財政計画を策定してからでないと判断できない(1 件)

(問 3-28)問 3-22 で、資産維持費相当額を「算入している」と回答した事業体に伺います。現行料金において、更新に必要な費用を十分確保できていますか。

現行料金において、更新に必要な費用を十分確保できるか	事業者数	
確保できる	31	(48.4%)
確保できない	33	(51.6%)

(N=64)

(問 3-29)問 3-28 で、更新に必要な費用を「確保できない」と回答した事業体に伺います。更新費用が確保できていない場合、そのような資産維持費相当額の算定にとどまった阻害要因を記入してください。

<主な回答>

- ・大幅な値上げとなるため算入できない(14 件)
- ・資産維持率を3%算入すると、料金が高くなるため算入できない(8 件)
- ・資産維持費の説明が難しく、算入すると料金が高くなり理解を得ることが難しい(3 件)
- ・住民に対して資産維持費の説明が難しく、理解が得られない(3 件)
- ・統合の料金統一だったため、大きく現状から改定できなかった。(1 件)
- ・震災復興事業を進めている中で、料金改定は難しい(1 件)
- ・更新事業が本格化していないため、算定期間に係る更新費用は十分確保できている。(1 件)

(問 3-30)問 3-22 で、資産維持費相当額を「算入していない」と回答した事業体に伺います。資産維持費相当額を算入していない理由を記入してください。

<主な回答>

- ・料金が大幅に上がってしまい、住民への説明が困難になるため(24 件)
- ・料金が大幅に上がるため(18 件)
- ・算入するとなると改定前の料金と比較し大幅に乖離してしまうため(5 件)
- ・ダウンサイジング等も必要で、資産維持費の算定が困難(3 件)
- ・資産維持費相当額を算入しなくても更新費用が確保できるから(2 件)
- ・更新費が見込めておらず、説明が困難(1 件)
- ・当面は財源が確保できる見込みであるから(1 件)
- ・内部留保資金等を活用するため(1 件)
- ・資金不足を生じる等の状況にもないことから算入していない(1 件)
- ・算定期間内における資産維持費が、減価償却費等内部留保資金にて確保できる見通しであったため(1 件)
- ・根拠が施設整備計画と一致するか不明のため(1 件)
- ・中長期的な投資計画のない現状では適正な資産維持費を算入することは難しい(1 件)
- ・基本料金の軽減措置として、資産維持費分を総括原価から控除しているため(1 件)
- ・一般会計からの補助金に依存している上で、資産維持費まで参入できない(1 件)

(問 3-31)問 3-22 で、資産維持費相当額を「算入していない」と回答した事業体に伺います。資産維持費相当額を算入しなくても将来の更新投資を見据えた料金設定といえますか。

更新投資を見据えた料金設定でない

<主な回答>

- ・更新投資を見据えた料金設定でない(29 件)
- ・施設の計画的な更新の財源確保に資産維持費の算入は必要と考えている(5 件)
- ・適正な資産維持費相当額は算入すべき(1 件)
- ・新地方公営企業会計基準に移行したこともあり、これを機に次期投資計画策定時には、資産維持費を算入した料金設定も検討したい(1 件)
- ・将来的に収益が先細りとなる状況下では非常に厳しい設定となる(1 件)
- ・将来の更新投資を見据えたものとはいえないが、資産維持費相当額の算入は現状の料金水準では困難である(1 件)
- ・算定期間内においては、更新投資を見据えた料金設定を行っているが、長期で考えた場合、更新財源は不足していくと思われる(1 件)

## 更新投資を見据えた料金設定である

### <主な回答>

- 必要とする事業費をもって財政計画を行い、更新投資を見据えた経費は確保できている(4件)
- 将来の更新投資を見据えた料金水準に設定している(2件)
- 5年毎に定期的に料金設定の適正を判断し、計画的に更新投資を行える料金設定とする(1件)
- 補てん財源残高を予測し、一定更新投資を見据えた料金設定としている(1件)
- 算定期間内においては問題ないが、それ以降については改めて検討が必要(1件)
- 算定期間だけでなく、向こう10年収益的収支の赤字が回避される見通しのため、短・中期的には更新投資に耐えうると判断した(1件)
- 現在、順調に当年度純利益を計上し、将来の更新投資を見据えた建設改良積立金として処分ができています(1件)
- 減価償却費は料金算定に加味しており、将来の更新投資を見据えた料金設定と考える(1件)

## その他意見等

### <主な回答>

- 先行して施設更新等大幅な投資をしていることで、赤字となっているため(1件)
- 設備投資に伴う費用が増加しており、投資(更新)計画に基づいて検討が必要(1件)
- 需要家の満足度との兼ね合いで必要最小限の更新費用は確保すべきである(1件)
- 施設整備計画と一致させる必要がある(1件)
- 減価償却費等で生まれる内部留保で資金的収支不足を補てんしたうえ、資産維持費相当額を留保できれば可能だが、あまりに現実的でない(1件)

(問 3-32)次回の料金改定時においても、現行の考え方で資産維持に必要な経費を確保できると考えますか。また、その理由を記入してください。

現行の考え方で資産維持に必要な経費を確保できるか	事業者数	
確保できる	64	(44.8%)
確保できない	79	(55.2%)

(N=143)

## 確保できると考える理由

### <主な回答>

- 資産維持費を参入していくこととすれば、更新財源の確保は可能と思われる(5件)
- 確保できるものと考えているが、資産維持率については検討を要する(4件)
- 資金収支方式で算定しているため、実質的に資産維持費相当額も料金対象原価に含めて算定することとなるため(2件)
- より効率的な事業運営により、資産維持に必要な経費を確保できるものと考えている(2件)
- 財政計画策定時には、更新費用を含む事業費をもって計画策定するため、資産維持に必要な経費は確保できると考えている(1件)
- 施設の再整備に必要な資金確保として減価償却費を料金算定に加味している(1件)
- 将来の施設更新を考えると資産維持に必要な経費を確保することは避けて通れない(1件)
- 毎年十分な利益を上げているため(1件)
- 施設の長寿命化等により更新需要を抑制することにより、現行の考え方による料金改定で資金の確保ができると想定されるため(1件)
- 料金水準を考慮しつつ、企業債と資産維持費のバランスを調整することによって、現行の考え方で確保していきたい(1件)
- 大幅な料金改定による資金確保と、今後の水需要に対応する施設整備や統廃合計画により、しばらくは資産維持費を上積みしなくてもよいと考える(1件)



## 確保できないと考える理由

### <主な回答>

- 資産維持費を算入すれば、料金が大幅に上がり、住民への説明が困難になるため(30件)
- 施設の老朽化等の更新を考慮すると資産維持費を算入しなければ資金確保は難しく、企業債に依存することになり将来の事業経営に大きな負担となってしまう(14件)
- 資産の老朽化が進んでいる現状で、将来投資が増加する事が見込まれるため(11件)
- 将来的に収益が先細りとなる状況下では非常に厳しい設定となる(3件)
- 資産維持費による資金確保は必須と考えるが、直近の改定が値下げであった手前、あまり早期における値上げの改定は住民の理解が得られるか課題がある(2件)
- 東日本大震災に伴う防災、減災対策への住民ニーズやその他の費用まで算入した場合に料金の大幅な値上げにつながるので、どこまで住民に理解を得られるかは甚だ疑問が残る(1件)
- 一般会計から補助金を受けている状況であり、これ以上の費用参入は現状無理である(1件)
- 将来の更新投資を見据えつつ、大幅な値上げとならないよう、資産維持費の算入を検討していく必要がある(1件)
- アセットマネジメントに基づき試算したところ、現行の考え方では確保できないことから、資産維持費率増に向けて、経営情報を提供して理解を得ていく必要があると考えられる(1件)
- 累積欠損金の解消と今後の更新需要のための内部留保資金の確保ができる水準で算入していかなければ、企業債頼りになるか現在の内部留保が枯渇して資金不足に陥ることが考えられる(1件)
- 更新費用の説明が困難であったため、アセットマネジメント、投資計画、財政計画を策定し、料金改定時に活かしたい(1件)
- 過疎化による人口減少により設備のダウンサイジング後の更新費用の算定が難しく、将来更新計画の策定を公表後、料金の公表となる(1件)
- 当時の物価からの物価上昇があり、更新費用の確保が困難であると思われる(1件)
- 既に料金水準が他市よりも高い状況であり、資産維持費を算入することにより、これ以上の料金水準となれば、市民の理解を得るのが困難(1件)
- 水道施設整備計画を策定し、それに沿った支出を回収する必要があるため(1件)
- 企業債とのバランスを勘案して世代間の公平性も確保する必要があるが、大幅な値上げとなると理解を得るのは難しい(1件)

## 5) 固定費配分の特別措置・修正措置の状況について

(問 3-33) 現行料金における固定費の配分基準は水道料金算定要領に沿った算出方法ですか。

### 全体

固定費の配分基準は水道料金算定要領に沿った算出方法か	事業者数	
はい	69	(44.8%)
いいえ	85	(55.2%)

(N=154)

### 給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
はい	39 (39.0%)	18 (56.3%)	11 (68.8%)	1 (16.7%)	69 (44.8%)
いいえ	61 (61.0%)	14 (43.8%)	5 (31.3%)	5 (83.3%)	85 (55.2%)
合計	100	32	16	6	154

(問 3-34) 問 3-33 で「いいえ」と回答した事業体に伺います。固定費の配分方法および水道料金算定要領に沿っていない理由を記入してください。

### <主な回答>

- ・改定前の基本料金、使用料金に乗じる形での算定方法となっている(15 件)
- ・市町合併に伴う料金統一のため(11 件)
- ・料金も算定要領に沿った算出方法では、料金が大きく変動するため(10 件)
- ・生活用水、小口利用者に対する配慮の不足(3 件)
- ・資金収支により料金設定をしているため資本費の考え方などに相違があり、要領に沿っている訳ではない(3 件)
- ・基本料金は、基本水量として 8m<sup>3</sup>/月が含まれている。このため、固定費の配分比は、基本水量と超過水量の比率とし、固定費総額に対して基本水量比率を乗じて得た額を準備料金とし、残余の固定費を水量料金とする方法の方が妥当であると考えたため(2 件)
- ・料金算定要領による配分基準による、明確な実績を把握することが困難なため(1 件)
- ・要領自体を参考としなかったから(1 件)
- ・用途別から口径別に移行することによる値上げを抑えるため(1 件)
- ・費用ごとにその性質により配賦しているが、この方法も合理的であると考え(1 件)
- ・受水費の値下げの範囲で、基本水量制の廃止など料金体系の見直しを行ったため(1 件)
- ・用途別から口径別への制度改正が主目的であったため、基本料金が旧料金と変わらないように、固定費の 60%を水量料金に配分した(1 件)
- ・固定費算定は理屈では理解するが、利用者の理解は難しいと考えるから(1 件)
- ・固定費はすべて水量料金(従量料金)の原価算出に使用している(1 件)
- ・現行の算定要領は、本市の需要形態に合致していない(1 件)
- ・基本料金の値上げが必要になり、現状から大幅な変更が必要になるため(1 件)
- ・基本料金の割合が多くなるため、検針及び徴収に係る経費、並びに量水器に係る経費を準備料金としている(1 件)
- ・固定費の配分を基本料金(準備料金)と超過料金(水量料金)に均等に配賦しているため(1 件)

(問 3-35)問 3-33 で「はい」と回答した事業体に伺います。固定費の配分基準は、水道料金算定要領の配賦基準のうち、どの方法によっていますか。

固定費の配分基準は、水道料金算定要領の配賦基準のうち、どの方法か	事業者数	
①固定費総額に対し、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法。(負荷率)	54	(80.6%)
②固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法。(施設利用率)	8	(11.9%)
③固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法。(最大稼働率)	3	(4.5%)
④固定費総額のうち、配給水部門費を準備料金とし他は水量料金とする方法。	2	(3.0%)

(N=67)

### ①の固定費の配分基準を選んだ理由

#### <主な回答>

- ・季節的な需要変動に対応するための余力施設分については、基本料金で回収したいと考えたため(23件)
- ・固定費をそのまま基本料金とすると、基本料金が著しく高額に設定されるため(2件)  
一般家庭からの収益が大部分のため、固定費のうちこの割合分は基本料金で回収したいと考えた(21件)
- ・前回の料金改定と同様の算出方法で行ったため(2件)
- ・水量料金によりある程度の固定費回収が可能と考えたため(2件)
- ・一日平均給水量分は必ず流れる水量として認識しており、この分は準備料金の軽減措置額として水量料金に配賦している(1件)
- ・施設利用率や最大稼働率を用いた場合、施設能力が固定され、人口減少による給水量との乖離が拡大していくことが予想されたため、負荷率による配賦が妥当とした(1件)
- ・負荷率 100%であれば全額水量料金で回収してもよいが、負荷率に見合う固定費だけは、準備料金に配分する(1件)
- ・基本料金が高額とならないよう①②③で算出した数値の最低値とした。(1件)

### ②の固定費の配分基準を選んだ理由

#### <主な回答>

- ・施設能力を維持するため、設備投資しているので施設利用率を用いている(2件)
- ・全て改定前の料金水準と比較しながら決定した(1件)
- ・水道の安定供給のためには、一定の余裕を持った予備的な施設能力を保有する必要があるが、これら予備的施設にかかる固定費は予備的な経費として基本料金に配分するべきものと考えられるため(1件)

### ③の固定費の配分基準を選んだ理由

#### <主な回答>

- ・①～④のうち、準備料金が最小となるため(1件)
- ・浄水施設能力から最大配水量を差し引いた差は余剰能力であり準備料金へ、最大配水量は実際に供給した水量なので水量料金へ固定費を割り振りした(1件)

### ④の固定費の配分基準を選んだ理由

#### <主な回答>

- ・過去の料金体系を考慮したため(1件)

(問 3-36) 選択した配分基準(問 3-35)により、準備料金と水量料金の割合はどうなるかを記入してください。

	準備料金の割合	水量料金の割合
0～10%	9	1
10～20%	21	
20～30%	17	1
30～40%	9	
40～50%	6	2
50～60%	2	6
60～70%		9
70～80%	1	17
80～90%		21
90～100%	1	9

最大値	97.0	99.0
最小値	1.0	3.0
平均値	26.3	73.7

(N=66)

(問 3-37) 口径別料金体系を採用している場合、口径に応じて固定費の配分基準を変更していますか。また、配分基準を変更している場合は、その理由を記入してください。

口径に応じて固定費の配分基準を変更しているか	事業者数	
変更している	30	(30.9%)
変更していない	67	(69.1%)

(N=97)

#### 変更している理由

##### <主な回答>

- ・受益度に応じた公平でわかりやすい料金体系にしたいため(8件)
- ・口径の違いによる受益の差を料金へ反映させるため(6件)
- ・口径ごとの流量比に基づき配分している(3件)
- ・大口径における負担増が著しく、使用者の理解が得難いと考え、緩和した。(3件)
- ・量水器の取得価格費により差別配分している。(1件)
- ・地下水利用が始まる前の基準になるよう、大口径の配分率を上げている。(1件)
- ・地域の実情に応じた補正を行いたいため。(1件)
- ・地下水利用専用水道の設置者など大口径にもかかわらず使用水量の少ないに対して一定の固定費を回収するため。(1件)

(問 3-38) 固定費のうち、準備料金の配賦基準は水道料金算定要領に沿った配賦方法ですか。水道料金算定要領と異なる場合、その配賦方法および水道料金算定要領に沿っていない理由を記入してください。

#### 全体

準備料金の配賦基準は水道料金算定要領に沿った配賦方法か	事業者数	
はい	70	(53.0%)
いいえ	62	(47.0%)

(N=132)

## 給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
はい	42 (48.3%)	17 (65.4%)	9 (69.2%)	2 (33.3%)	70 (53.0%)
いいえ	45 (51.7%)	9 (34.6%)	4 (30.8%)	4 (66.7%)	62 (47.0%)
合計	87	26	13	6	132

## 配賦方法および水道料金算定要領に沿っていない理由

### <主な回答>

- ・準備料金・水量料金への配分は現行料金設定をもとに算出したため(11件)
- ・水道料金算定要領に沿った算出方法で行うと、改正前の水道料金との差額が著しく大きくなるため(3件)
- ・水道料金算定要領に沿った配賦基準を算出することが困難であるため(3件)
- ・合併後の料金統一であったため(3件)
- ・小口利用者への政策的配慮を行っているため(2件)
- ・資金収支により料金設定をしているため資本費の考え方などに相違があり、要領に沿っている訳ではない(2件)
- ・水道料金算定要領による配分基準による、明確な実績を把握することが困難なため(1件)
- ・理論流量比、断面積比などでシミュレーションしてみたが、口径によって値上がり、値下げなどのバラツキが生じたため(1件)
- ・水道料金算定要領自体を参考としなかったから(1件)
- ・用途により差別配賦している(1件)
- ・口径別ではなく、用途別を採用しているため(1件)
- ・固定費は使用水量如何に関わらず必要な経費と考えることから、準備料金を優先して充当すべきと考えたため(1件)
- ・施設整備は大口利用者に対する投資の方が大きいと考えられるため、固定費はすべて水量料金(従量料金)の原価算出に使用している(1件)
- ・現行の算定要領は、本市の需要形態に合致していない(1件)
- ・基本料金は生活用水であることから政策的に負担抑制しているため、固定費のうち準備料金(基本料金)の配賦基準は過去の実績に基づき急激な原価の配賦変動をさげ、段階的な原価配賦を行う(1件)
- ・基本料金の割合が多くなるため、検針及び徴収に係る経費、並びに量水器に係る経費を準備料金としている(1件)

(問 3-39)問 3-38 で「はい」と回答した事業体に伺います。水道料金算定要領の配賦方法のうち、どの方法によっていますか。また、「①」を選択した場合、使用した補正係数の根拠及び補正係数を使用して算出した理由を記入してください。

水道料金算定要領の配賦方法のうち、どの方法か	事業者数	
①理論流量比と地域の使用実態等を考慮して配賦する方法。	50	(73.5%)
②理論流量比と断面積比を考慮して配賦する方法。	12	(17.6%)
③理論流量比と最大給水日もしくは最大給水時間における各使用者群ごとの結合需要の比を考慮して配賦する方法。	6	(8.8%)

(N=68)

## 理論流量比と地域の使用実態等を考慮して配賦する方法とした理由

### <主な回答>

- ・各口径のバランスを考慮して傾斜を緩めるため(17件)
- ・改定前水道料金算定時の配賦基準との整合性を図るため。(3件)
- ・理論流量比と本市の口径別使用実態が異なっていたため(3件)
- ・家庭用料金に配慮しつつ、適正な固定費負担とするため。(2件)
- ・提供できるサービスが口径により違うことによる(1件)
- ・口径別に使用水量を積算し、比率で調整している(1件)

(問 3-40) 水量料金に配分した固定費をどのように配賦していますか。また、そのようにした理由を記入してください。

水量料金に配分した固定費をどのように配賦しているか	事業者数	
①水道料金算定要領のとおり(均一に配分)	66	(57.4%)
②各口径の平均使用量を考慮	11	(9.6%)
③その他(自由回答)	38	(33.0%)

(N=115)

#### <その他(主な回答)>

- ・現行の料金体系を一律で改定(6件)
- ・用途別及び逓増度を考慮(2件)
- ・用途ごとの水量ランクに差別配賦(2件)
- ・水道料金算定要領を参考に、均一ではなく、バランスの取れた形にしている(2件)
- ・固定費の一部を水量区画の段階別に控除する逓増料金(1件)
- ・用途(家庭・営業・団体)別に差異を設けている。(1件)
- ・負担率が均一となるように配分を行った(1件)
- ・まず均一に配分し、結果を見て再配賦(1件)
- ・各口径の有収水量構成比に応じて配賦(1件)
- ・各用途の収入割合(有収水量・単価)により配賦(1件)

#### ①の固定費の配賦方法を選んだ理由

##### <主な回答>

- ・水道料金算定要領のとおり(20件)
- ・前回の料金改定と同様の算出方法で行ったため(3件)
- ・需要家の使用状況にかかわらず均等に配賦すべきとの考えから(2件)
- ・公平性を確保するため(2件)
- ・用途、口径によらず、均一型従量料金体系としていたため(1件)
- ・水道料金算定要領に従ったほうが説明しやすい(1件)
- ・各口径のバランスを考慮したため(1件)
- ・各口径の使用実績に偏りがあり、それぞれに配賦することが困難であるため(1件)
- ・家庭用料金に配慮しつつ、適正な配賦とするため(1件)
- ・算定要領に従うことにより、料金算定の透明性を確保するため(1件)

#### ②の固定費の配賦方法を選んだ理由

##### <主な回答>

- ・過去の料金体系を考慮したため(1件)
- ・口径別の費用負担のバランスを考えた(1件)
- ・夏期の水需要と大口使用者の水需要が突出しており、これが負荷率を下げる原因となっており、さらに、この水需要に対応すべき多大な設備投資をされており、この分も料金原価の内、建設費相当分としてコストを構成しているため、大口使用者に負担を求めているが、100 m<sup>3</sup>を超える使用者(旅館、ホテル等)は負担増となるため従量料金については、若干改定率を下げている。(1件)

- ・一般家庭層(小口径群)の負担軽減(1件)
- ・実数を使用するので分かりやすいから(1件)

### ③の固定費の配賦方法を選んだ理由

#### <主な回答>

- ・改定前料金をベースに算定しているため(7件)
- ・生活用水、小口利用者への配慮のため(6件)
- ・用途別から口径別に移行することによる値上げを抑えるため(2件)
- ・資金収支上問題がない額を設定しており、厳密に固定費を配賦しているわけではない(1件)
- ・合併により料金統一であったため(1件)
- ・水量料金に配分した費用については、同一の配賦計算を行うこととしている(1件)
- ・口径別の料金改定率を考慮したため(1件)
- ・旧来の用途別料金体系のバランスを保つために、独自の再配分をする必要があるため(1件)

(問 3-41)受水費の配分基準はどの方法を選択していますか。また、そのようにした理由を記入してください。

受水費の配分基準はどの方法を選択しているか	事業者数	
①基本料金分は固定費へ配分	29	(37.2%)
②責任水量分は固定費へ配分	6	(7.7%)
③その他(独自の配分方法)	43	(55.1%)

(N=78)

#### <その他(主な回答)>

- ・全て変動費へ配分(13件)
- ・受水費は配分していない(10件)
- ・固定費へ全て配分(2件)
- ・用途ごとの水量ランクに差別配賦(1件)
- ・固定費と変動費へ均一に配分(1件)
- ・現行料金設定をもとに算出したため考慮していない(1件)

### ①の受水費の配分基準を選んだ理由

#### <主な回答>

- ・基本料金のような固定的にかかる費用については固定費へ配分している(4件)
- ・算定要項に従っている(3件)
- ・これまでの計算方法による(2件)
- ・算定が容易であるため(2件)
- ・受水費のほとんどが基本料金となることから、固定費へ配分することが妥当と考えた(1件)
- ・受水費の基本料金分は、水道料金の基本料金でまかなうべきと考える(1件)
- ・基本料金分は定額料金であり、給水量の多寡に影響されないため(1件)
- ・基本料金は固定(定額)制であり、責任水量は使用見込により変更が可能であるため(1件)

### ②の受水費の配分基準を選んだ理由

#### <主な回答>

- ・用水供給事業者の料金体系が責任水量制であるため(1件)
- ・簡単に変更できない必然の費用なので(1件)
- ・基準内水量の料金分は固定費へ、超過水量の料金分は変動費へ配分している(1件)

### ③の受水費の配分基準を選んだ理由

#### <主な回答>

- ・受水量に単価を乗じた買水方式のため、固定的に必要とされる額の算出ができない(2件)

- ・固定費へ配分した場合、基本料金が高くなるため(2件)
- ・資金収支上問題がない額を設定しているため、厳密に配分しているわけではない(1件)
- ・使用料金として変動費に配賦(1件)
- ・本市の場合、受水量はすべて申込制のため(1件)
- ・基本料金に付加水量を設定していないため(1件)
- ・受水費について、依存水源への投資という考えから大部分を固定費に配分している(1件)
- ・実質的に全て固定費にあたるため(1件)
- ・責任水量制により、水需要の増減に関わらず、常にある程度一定してかかる費用のため(1件)
- ・自己水でのブレンド率50%であるため、基本料金の負担が大きいため(1件)
- ・算定要領では受水費を変動費と定義している部分もあるが、固定費としての性質もある(1件)

(問 3-42) 現行料金の固定費配分の特別措置・修正措置を行っている事業体に伺います。特別措置・修正措置の状況を記入してください。

(問 3-43) 現行料金の固定費配分の特別措置・修正措置を行っている事業体に伺います。特別措置・修正措置を行っている理由を記入してください。なお、特別措置・修正措置を行わなかった場合の影響(それぞれで料金表を作成し、料金改定時の有収水量で試算するとどれだけの影響が出るか。)を把握している場合は、あわせて記入してください。

(問 3-44) 現行料金の固定費配分の特別措置・修正措置を行っている事業体に伺います。問 3-42で回答した費用を軽減措置の対象とした理由を記入してください。



(問 3-42)

(問 3-43)

(問 3-44)

特別措置・修正措置の状況	特別措置・修正措置を行っている理由	軽減措置の対象とした理由
用途別から口径別への制度改正が目的であったため、基本料金が旧料金と変わらないようにした。	特別措置を行わなければ、一般家庭層の基本料金が大幅に値上がりになってしまうため。	用途別から口径別への制度改正が目的であったため、基本料金が旧料金と変わらないようにした。
特別措置として、配分率の調整を20%の範囲で行った。	一般家庭層の基本料金が大幅に値上がりになってしまうため。	
特別措置で逡増制従量料金としており、準備料金の配賦として、特別措置で資本費を控除したうえで、修正措置として減価償却費及び一般管理業務費を控除した額に近づいている。	用途別で、口径別は採用しておらず、一般家庭層の基本料金が大幅に値上がりになってしまうため。	特に理由があるわけではなく、以前の料金体系から大幅な変更ができなかったため、準備料金の割合を減らした。
調整した基本原価を料金原価より差し引き算出している。	特別措置を行わなければ、一般家庭層の基本料金が大幅に値上がりになってしまうため。	
全ての口径に軽減措置を行っている。軽減率66%	措置を行わなければ、一般家庭層の基本料金が大幅に値上がりするため	一日平均給水量は水量料金で回収することが確実と考え、基本料金を軽減する観点から負荷率を採用した額を対象とした。
改定前の基本水量である10 m <sup>3</sup> までの区画は、維持管理費の軽減、また、減価償却費、支払利息、資産維持費を控除している。それ以降の水量区画では、段階的に資産維持費の割合を高めている。	平均的な使用状況にある一般家庭の料金負担増加の軽減を図り、また、改定前料金での給水収益の水準を確保するため、逡増型段階別従量料金とした。	改定前の基本水量10 m <sup>3</sup> 部分は、一般家庭への配慮から全費用について軽減・控除したが、それ以降の水量区画では、利益として見込んでいた資産維持費の割合によって調整した。
小口径(20mmまで)については、6 m <sup>3</sup> の基本料を付し10 m <sup>3</sup> までの料金を軽減している。	一人暮らし世帯の増加により、基本料金を下げる必要があったため。	
準備料金賦課経費のうち、減価償却費を加算している。	前回の料金設定をなるべく引き継ぎ便乗値上げととられないようにした。	基本料金に係る固定費配賦の軽減措置については、資本費用の控除等が基本とされているため、減価償却費を控除することとした。
準備料金に配分された固定費は、理論流量比と地域の需要実態等を考慮した率により各口径ごとに補正している	小口径群の基本料金が大幅に値上がりになってしまうため。	小口径群の基本料金が大幅に値上がりになってしまうため。
準備料金(基本料金)の算定については、大口口径群(40mm~100mm)は流量費を多少上げるように補正してある。	夏期の水需要と大口使用者の水需要が突出しており、この水需要に対応するべき多大な設備投資をしており、この分も料金原価のうち建設費相当分としてコストを構成しているため	軽減措置は行っていない

特別措置・修正措置の状況	特別措置・修正措置を行っている理由	軽減措置の対象とした理由
資本報酬×(1-負荷率)を13～25mmに配賦しない。	小口径群(一般家庭層)の改定幅抑制のため。	当市の小口径群(13～25mm)のほとんどが一般家庭層であるため。
口径13mm～20mm(同額)	特別措置を行わなければ、一般家庭層の基本料金が大幅に上がりになってしまうため。	使用件数の多い一般家庭層への影響を抑えるため。
固定費のうち維持管理費のみを施設利用率で按分し、準備料金と水量料金を配分している。資本費は、その全額を水量料金を配賦している。	特別措置・修正措置を行わなければ、生活用水等の少量使用者の基本料金が大幅に値上がりになってしまうため。	維持管理費は生活用水等の少量使用者についても水道料金算定要領の原則どおり負担するべきと考え、資本費を軽減措置の対象とした。
固定的減価の配分係数算出方法の一番低い率を採用している。	特定措置を行わなければ、一般家庭層の基本料金が大幅に値上がりになってしまうため	基本料金が高額にならないように、最低のものを採用することにした。
基本料金を極力低額になるよう、また、小口利用者への負担も同様に軽減を図っている。	小口利用者(主に一般家庭)の基本料金が大幅に値上がりになってしまうため。	生活用水への政策的配慮
激変措置として負荷率から算出された数値に3分の2を乗じて配分した。	基本料金が大幅に値上がりするため。	費用の軽減措置は行っていない。
過去の料金体系を考慮し、修正措置を行っている。	特別措置を行わなければ、現行料金が大幅に変更するため	修正措置を行わなければ、現行料金が大幅に変更するため
メーター口径20mmで使用水量の少ない世帯の料金改定率が高くなるため、13mmと同額とした。	水量料金は逓増制とした。	使用水量別の料金改定率を考慮した。
生活用水低廉化策の基本水量にかかる経費を水量料金を振りかえ、累積赤字額相当分を減額した	特別措置を行わなければ、一般家庭層の基本料金が大幅に上がりになってしまうため	市民への説明、理解を得られやすい。
準備料金賦課経費のうち、受水費を軽減している。料金決定時、固定費と変動費の配賦割合を調整している(総括原価に対しての割合)。	特別措置・修正措置を行い、特に一般家庭層(小口径群)の基本料金を控えるため。	基本料金を控えるため。

(問 3-45) 現行料金の固定費配分の特別措置・修正措置を行っている事業体に伺います。当該措置により、準備料金と水量料金の割合は問 3-36 の割合からどうなるかを記入してください。

特別措置・修正措置前

	準備料金の割合	水量料金の割合
0～10%	1	1
10～20%	2	
20～30%	9	
30～40%	2	
40～50%	2	
50～60%		2
60～70%		2
70～80%		9
80～90%		2
90～100%	1	1

特別措置・修正措置後

	準備料金の割合	水量料金の割合
0～10%	1	
10～20%	6	
20～30%	8	
30～40%	2	
40～50%		
50～60%		
60～70%		2
70～80%		8
80～90%		6
90～100%		1

最大値	97.0	99.0
最小値	1.0	3.0
平均値	31.1	68.9

(N=17)

最大値	37.0	99.0
最小値	1.0	63.0
平均値	23.2	76.8

(N=17)

(問 3-46) 現行料金の固定費配分で今後も適切に料金回収できる見込みですか。次回以降の料金改定でも現行の固定費配分で問題ないかを記入してください。

<主な回答>

- ・有収水量が減少傾向にある中、これまでの固定費配分では、将来的に経営が厳しくなると考える。(21 件)
- ・小口径群の利用者が多くを占めるため、現行の配分では経営が厳しくなる可能性がある(19 件)
- ・現在のところ問題なく、回収できると考えている(6 件)
- ・大口需要者の使用量の減少や利用者の多くが少量使用者層である現状を踏まえると、現行の準備料金への固定費の配分割合が低いままでは将来的に経営が厳しくなると考える(3 件)
- ・高齢化や単身世帯の増加で、使用水量の少ない世帯の増加が考えられるので、固定費の準備料金への配分を高くしなければ、独立採算は難しい(2 件)
- ・配水量及び特に最大配水量が減少しているため、固定費は、自然と増額することになる(1 件)
- ・現行のままの固定費配分では、更に経営を圧迫すると考える(1 件)
- ・政策上、準備料金を低く抑えているが、施設整備を進める必要があり、また受水費との関係を考えて、現状では厳しいままと言え(1 件)
- ・水量の減が決定的な状況において、経営の安定化のためには、固定費の割合を増やさなければならぬと考える(1 件)
- ・少量使用者層が多く、準備料金の割合は増やしたいが、大幅な変更は難しく、段階的に行っていきたい(1 件)
- ・次回の料金改定では、準備料金への固定費の配分割合を高くする必要があると考える(1 件)
- ・一般家庭層への配慮による配分であるため見直しが必要と考える(1 件)
- ・固定費の配分率を上げたい考えである(1 件)
- ・固定費の配分を高くすると事業経営の安定が図れるが、少量利用者には理解されにくい(1 件)
- ・現行の配分では8割以上を水量料金にたよっているため、水需要が少量使用へシフトしているなかで、適切に料金回収できないと考える(1 件)
- ・水量料金の割合が高いと経営が安定しないため、準備料金の割合を高くせざるを得ない(1 件)
- ・現在の準備料金への固定費配分割合では経営が厳しくなるのは明白であり、固定費の配分割合や逡増型料金体系を、水需要の増減に収入の影響が少ない料金体系については、次回の料金改定では検討していく(1 件)

(問 3-47) 次回の料金改定時に、固定費の配分方法について見直す予定はありますか。また、見直す、見直さないどちらであっても、その理由を記入してください。

固定費の配分方法について見直す予定があるか	事業者数	
見直す	61	(51.7%)
見直さない	57	(48.3%)

(N=118)

### 見直す理由

#### <主な回答>

- ・使用者のほとんどが少量使用者層であり、準備料金への固定費の配分割合を高くして、収入の影響を少なくする基本料金での収入を多くしていかないと、将来の経営が厳しくなる(22 件)
- ・一人あたりの給水量が減少しており、少量使用者の割合が増加しているため、固定費の割合を見直す必要がある(11 件)
- ・固定費をできるだけ基本料金で賄えるように配分方法を見直すことを検討中である(11 件)
- ・今後、人口減少・少子高齢化が進み給水量の減少が止まらなると見込まれており、固定費配分軽減策を実施しては、健全経営が維持できなくなると思われるため(3 件)
- ・水道料金算定要領に沿って配分する(2 件)
- ・事業安定を図るため(1 件)
- ・水道料金算定要領を基本に行い、改定率と経営のバランスを見ながら調整する(1 件)
- ・有収水量が減少傾向にある中、施設整備の推進と財源確保の観点から、固定費の配分方法を見直す必要があると考える(1 件)
- ・固定費を可能な限り基本料金で回収し、応益原則に沿った受益者負担を求める(1 件)
- ・使用水量が減少傾向にある。基本水量を5m<sup>3</sup>とし、その部分を基本料金としていることも含め、次回は算定のうえ準備料金の割合が現行と無理のない料金となるように見直す予定(1 件)
- ・多量使用者が節水や自己井戸利用により減少しているため、できるだけ基本料金で固定費を回収したい(1 件)

### 見直さない理由

#### <主な回答>

- ・現時点で見直す予定はないが、次回の料金改定を実施するときには見直す可能性もある(9 件)
- ・具体的に検討するまで至っていない(9 件)
- ・料金算定要領に従い算出する方が説明しやすい(2 件)
- ・過去の料金改定時の考え方をある程度、踏襲しないと口径ごとの料金改定率が大きく変化するため(2 件)
- ・基本料金は生活用水であることから政策的に負担抑制してきた経緯があるため、今後の財政状況等も含めて固定費配分(基本料金・使用料金)を検討していきたい(2 件)
- ・合併後の料金統一で見直しを行ったばかりであるため(1 件)
- ・外的要因が無い限りは、特に変更する必要を感じていないため(1 件)
- ・できるだけ基本料金で回収していきたいが、まず、料金改定前に基本水量としていた部分を緩和措置しているため、これを解消することも含めて、全体の料金体系をみなければならない(1 件)
- ・経営安定のため、段階的に準備料金を増やしたいと考えてはいるが、審議会等で議論していないため(1 件)
- ・見直しの予定はないが、大口使用者の負担が大きいため、井戸水への切り替えが深刻化していることから、大口利用者への配慮も検討していかなければならない(1 件)
- ・固定費の配分割合を高くして基本料金を値上げすることは、より安定的に事業運営できるメリットはあるが、慎重に行う必要がある(1 件)

(問 3-48)問 3-47 で、固定費の配分方法について「見直す」と回答した事業体に伺います。固定費の配分方法をどのように見直す予定かを記入してください。

<主な回答>

- ・準備料金への配分を増やす。(34 件)
- ・今後検討(8 件)
- ・準備料金への配分を減らす。(3 件)
- ・準備料金への配分を増やすか、水量別料金の配分を変更する。(1 件)
- ・まずは水道料金算定要領の方法で検討し、現行料金体系との比較の中で考えたい。(1 件)
- ・準備料金及び水量料金ともに理解が得られ、出来るだけ変動の少ない配分とする(1 件)

## 6) 料金体系について

(問 3-49) 現行料金について、基本水量を設定していますか。

### 全体

基本水量を設定しているか	事業者数	
設定している	130	(66.7%)
設定していない	65	(33.3%)

(N=195)

### 給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
設定している	99 (72.8%)	24 (64.9%)	5 (31.3%)	2 (33.3%)	130 (66.7%)
設定していない	37 (27.2%)	13 (35.1%)	11 (68.8%)	4 (66.7%)	65 (33.3%)
合計	136	37	16	6	195

(問 3-50) 問 3-49 で、現行料金の基本水量を「設定している」と回答した事業体に伺います。設定している基本水量(1月あたり)を記入してください。

設定している基本水量(1月あたり)	事業者数	
5 m <sup>3</sup>	29	(24.2%)
6 m <sup>3</sup>	5	(4.2%)
7 m <sup>3</sup>	4	(3.3%)
8 m <sup>3</sup>	28	(23.3%)
10 m <sup>3</sup>	54	(45.0%)

(N=120)

(問 3-51) 問 3-49 で、現行料金の基本水量を「設定している」と回答した事業体に伺います。基本水量を設定している理由を記入してください。また、廃止の予定はあるかを、あわせて記入してください。

### 基本水量を設定している理由(廃止の予定がない)

#### <主な回答>

- ・公衆衛生の向上のため基本水量制を導入している(7件)
- ・使用水量とは関係なく水道事業者が準備のための必要な原価として、基本料金は必要となるため、基本水量を設定している(6件)
- ・使用水量が基本水量に満たない世帯は増加しており、新たな料金設定区分を設ける等の対策が必要と考える(3件)
- ・過去の料金体系を考慮して設定している(3件)
- ・基本水量を設定していると、「節水した意味が無い」と言われたことなどはある(2件)
- ・生活用水としての料金を低廉に抑えるため(2件)
- ・料金収入の安定確保のため(1件)
- ・固定費が高く、それに基本料金を充てるため、基本水量の廃止は検討していない(1件)
- ・少量使用者にもコストに見合った負担を求めるため、基本水量を設定した(1件)
- ・公平な負担を求めることから基本水量を設定している(1件)
- ・基本水量内の使用者が増加傾向になっているため、廃止の予定はない(1件)
- ・広く浅く使用者へ負担していただくため、基本水量を単身世帯で平均となる流量の8m<sup>3</sup>で算定しており、料金変更をする際にも流量を変更していない(1件)
- ・単身世帯の市民より基本料金は不公平だという意見があったが、現在は定着しているので現時

点では廃止は考えていない(1件)

- ・基本水量に満たない使用者にはデメリットもあるが、経営の安定化を図る上でも基本水量の設定は必要と考える(1件)
- ・一定の範囲内での水使用を促し、公衆衛生水準を保つため(1件)

### 基本水量を設定している理由(廃止を検討)

#### <主な回答>

- ・単身世帯の増加や節水機器の普及等により、基本水量に満たない世帯が増加しており、検討していく必要がある(20件)
- ・単身世帯増、節水意識の奨励のため、料金改定時に引き下げた(8件)
- ・高齢者、低所得者層に配慮するため(3件)
- ・基本水量での不公平感の意見は多く、また基本水量制を廃止している事業者も多いことから、廃止に向けた検討もしていきたい(2件)
- ・市民負担を抑えるため最低ラインを維持していきたいと考えているが、共通経費割合が減ってきた段階で、基本水量を含めた料金体系について検討したい(1件)
- ・水需要構造の変化により、基本水量を設定する意義は薄く、基本水量を1m<sup>3</sup>超過した場合に水道料金が変わることに対する不満が寄せられることも多いことから、検討していく必要がある(1件)
- ・基本水量以下の世帯も多く、節水してもしなくても同じ料金に批判を受けることも多い。基本水量を下げるか基本水量制を廃止することも検討課題である。(1件)

### 基本水量を設定している理由

#### <主な回答>

- ・公衆衛生の向上のため基本水量制を導入している(25件)
- ・生活用水としての料金を低廉に抑えるため(10件)
- ・使用水量とは関係なく水道事業者が準備のための必要な原価として、基本料金は必要となるため、基本水量を設定している(8件)
- ・基本料金を設定し、給水区域内の公平性を保ち、それ以上使用した場合は逡増性により料金を徴収している(1件)
- ・基本水量制は過度の水使用抑制を引き起こさないために設定されてきたもの(1件)

(問3-52) 現行料金において、逡増制を導入していますか。

### 全体

逡増制を導入しているか	事業者数	
導入している	150	(78.1%)
導入していない	42	(21.9%)

(N=192)

### 給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
設定している	93 (69.9%)	35 (94.6%)	16 (100.0%)	6 (100.0%)	150 (78.1%)
設定していない	40 (30.1%)	2 (5.4%)			42 (21.9%)
合計	133	37	16	6	192

(問 3-53)問 3-52 で、現行料金の逡増制を「導入している」と回答した事業体に伺います。現行料金の逡増制をいつから導入していますか。また、逡増制を導入している理由を記入してください。

#### 逡増制を導入した時期

逡増制を導入した年度	事業者数	
1949年以前	2	(1.6%)
1950年～1959年	6	(4.9%)
1960年～1969年	13	(10.6%)
1970年～1979年	31	(25.2%)
1980年～1989年	5	(4.1%)
1990年～1999年	11	(8.9%)
2000年～2009年	29	(23.6%)
2010年以降	26	(21.1%)

(N=123)

#### 逡増制を導入している理由

##### <主な回答>

- ・家庭用料金を低く抑えるため。(48 件)
- ・増加する水需要を抑制し、家庭用料金を低く抑えるため。(22 件)
- ・料金収入を安定的に確保するため。(20 件)
- ・増加する水需要を抑制するため。(14 件)
- ・水の浪費を抑制し、合理的な水利用の促進を図るため(8 件)
- ・市町村合併以前から逡増制を導入している(4 件)
- ・大量に使用するほど施設に負担がかかるため(4 件)
- ・生活用水部分の低廉化と大口使用者に対する使用量に応じた負担を課すため(3 件)
- ・適正な受益者負担の確保(1 件)
- ・拡張事業の財源確保のために導入した。(1 件)

(問 3-54)問 3-52 で、現行料金の逡増制を「導入している」と回答した事業体に伺います。現行料金の逡増度を記入してください。

現行料金の逡増度	事業者数	
1～1.5倍	28	(19.2%)
1.5～2倍	32	(21.9%)
2～3倍	21	(14.4%)
3～4倍	21	(14.4%)
4～5倍	13	(8.9%)
5～7倍	16	(11.0%)
7～10倍	5	(3.4%)
10～20倍	4	(2.7%)
20倍以上	6	(4.1%)

最大値	90.5
最小値	1.1
平均値	5.1

(N=146)



(問 3-55)問 3-52 で、現行料金の逦増制を「導入している」と回答した事業体に伺います。限界費用(=最高単価)の算出方法に根拠はありますか。また、算出方法に根拠がない場合は、どのように単価を設定しましたか。

限界費用(=最高単価)の算出方法の根拠	事業者数	
ある	14	(10.3%)
ない	122	(89.7%)

(N=136)

### 算出方法に根拠がない場合の単価設定方法

#### <主な回答>

- ・料金改定時に改正前料金との調整で算出している(65 件)
- ・市町村合併後、構成市を基準に設定した。(7 件)
- ・経営審議会の意見を参考とした。(6 件)
- ・料金の改定率と経営のバランスを考慮した。(5 件)
- ・大口使用者への配慮として政策的に低く抑えられている(2 件)
- ・社会情勢と近隣市町、同規模市町との比較調整(2 件)
- ・負担率が均一になるように算定している。(1 件)
- ・大口使用者に水道水使用を促進する目的で最大使用段階単価を下げた逦増逦減制にするなど調整して算出しているため。(1 件)
- ・統括原価方式による回収必要率を基に算出している。(1 件)
- ・基本料金で収まる家庭との公平を保つため、おおむね段階毎に 1.2 倍となっている(1 件)
- ・市町村合併による料金統一のため、中間を取っていくような形で設定を行ったため。(1 件)
- ・基本水量をなくし、従来基本水量としていた部分の単価を抑えるための調整を行った。(1 件)
- ・水量区分の段階数を少なくし、水量幅を広くした(1 件)
- ・少量使用者にもコストに見合った負担を求めるところと、一般家庭の大幅な料金増を抑制したいとのバランスから。(1 件)

(問 3-56)問 3-55 で、「ある」と回答した事業体に伺います。限界費用(=最高単価)は、どのような算出方法ですか。また、その方法を選択した理由を記入してください。

限界費用(=最高単価)は、どのような算出方法か	事業者数	
①給水原価={拡張事業別等の建設費(時価)×(利子率+減価償却率)+年管理費}÷拡張事業別等の年間有収水量	3	(18.8%)
②給水原価=料金算定期間における拡張事業別等の経費総額(資本費用を含む)÷料金算定期間における拡張事業別等の有収水量	5	(31.3%)
③その他(自由回答)	8	(50.0%)

(N=16)

#### <その他(主な回答)>

- ・統一料金にする際に、一番高い地域の最高単価に合わせた(2 件)
- ・料金改定前の単価を考慮して調整を図っている(2 件)
- ・最低単価の減額分を 2 段階の水量区分を設け上乗せした(1 件)
- ・流量比により、資本費等を按分している(1 件)

#### ①の方法を選択した理由

- ・水道料金算定要領の参考資料「逦増料金制の設定基準」を参考としている(1 件)

#### ②の方法を選択した理由

- ・経営の安定を図るため(1 件)
- ・従来からの算出方法を参考にしているため(1 件)
- ・住民等に理解しやすく、説明しやすいため(1 件)

#### ③の方法を選択した理由

- ・統一料金にする際に、一番高い地域の最高単価に合わせた(2件)
- ・料金改定前の単価を考慮して調整を図っている(2件)
- ・家庭用の少量使用者に配慮したことで、その他使用者の料金増額の影響を段階的にする(1件)

(問 3-57)問 3-52 で、現行料金の逡増制を「導入している」と回答した事業体に伺います。逡増度の見直しの予定はありますか。また、見直す、見直さないどちらであっても、その理由を記入してください。

逡増度の見直しの予定はあるか	事業者数	
見直す	47	(35.1%)
見直さない	87	(64.9%)

(N=134)

### 逡増度を見直す理由

#### <主な回答>

- ・水需要が減少傾向にあるため、逡増度を下げることで有収水量の減少傾向を抑制したい(7件)
- ・大口需要者の水道離れを防ぐためと負担の公平性の確保するため(6件)
- ・負担の公平性への配慮から逡増度の緩和を検討する必要があるため(6件)。
- ・家庭用料金を低廉化するために必要であるが、公平性の観点から緩和する(4件)
- ・大口需要者の負担が大きく、逡増度の緩和を図る必要がある(2件)
- ・運営審議会からの答申で、逡増度の見直しについて意見をいただいているため(1件)
- ・新たな工場誘致のため、逡増制を見直す(1件)
- ・更新費用等を確保する値上げが必要となるため、負担額をより公平にする必要がある(1件)
- ・使用者負担の公平性を確保するため(1件)

### 逡増度を見直さない理由

#### <主な回答>

- ・家庭用料金が大幅な値上げ改定となるため(13件)
- ・逡増制見直しの要望がないため(5件)
- ・格別に見直す理由がない(4件)
- ・逡増制を導入、見直したばかりであるため(3件)
- ・見直し根拠の算定が困難であるため(3件)
- ・料金収入の安定確保のため(3件)
- ・市町村合併後の料金統一で大きく見直しを行ったばかりであるため(2件)
- ・最低価格が低いため逡増度が高くなっているので現状のままでよい(1件)
- ・大口使用者が存在するため(1件)
- ・当面は激変緩和のため、逡増制を維持する(1件)
- ・使用量によって改定率が大きく異なることとなるおそれがあるため(1件)

(問 3-58)問 3-57 で、現行料金の逡増制について「見直す」と回答した事業体に伺います。現行料金の逡増制をどのように見直す予定かを記入してください。

#### <主な回答>

- ・逡増度を下げる。(17件)
- ・料金体系を均一制、従量料金のランクを削減する。(5件)
- ・基本水量に相当する単価を低く設定しているため、その部分を見直したい(2件)
- ・一定量を超えた場合の単価を低減するなど、大口利用者への配慮(2件)
- ・料金体系自体を見直したい。(2件)
- ・逡増度を上げる(1件)
- ・準備料金への固定費配分割合や逡増度を下げる(1件)

7) 会計制度見直しによる影響（長期前受金戻入の扱い）

(問3-59) 会計制度見直し以前、みなし償却を行っていましたか。

全体

会計制度見直し以前、みなし償却を行っていましたか	事業者数	
行っていた	123	(63.7%)
行っていない	70	(36.3%)
(N=193)		

給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
行っていた	89 (65.9%)	24 (66.7%)	8 (50.0%)	2 (33.3%)	123 (63.7%)
行っていない	46 (34.1%)	12 (33.3%)	8 (50.0%)	4 (66.7%)	70 (36.3%)
合計	135	36	16	6	193

(問3-60) 問3-59で、会計制度見直し以前、みなし償却を「行っていた」と回答した事業体に伺います。補助金等の金額に相当する金額も料金原価に算入していましたか。

補助金等の金額に相当する金額も料金原価に算入していましたか	事業者数	
算入していた	22	(19.0%)
算入していない	94	(81.0%)
(N=116)		

(問3-61) 長期前受金とされる補助金等の構成を記入してください。

	事業者数	
国庫補助金	166	(89.2%)
都道府県庫補助金	52	(28.0%)
工事負担金	141	(75.8%)
他会計補助金	98	(52.7%)
受贈財産評価額	97	(52.2%)
他会計負担金	97	(52.2%)
加入金	54	(29.0%)
その他資本剰余金	11	(5.9%)
その他	7	(3.8%)

(N=186)

(問3-62) 問3-61で回答した補助金等のうち、今後も受領できると見込まれているものを記入してください。

	事業者数	
国庫補助金	70	(53.4%)
都道府県補助金	15	(11.5%)
工事負担金	73	(55.7%)
他会計負担金	53	(40.5%)
他会計補助金	36	(27.5%)
受贈財産評価額	28	(21.4%)
加入金	23	(17.6%)
その他資本剰余金	2	(1.5%)
その他	2	(1.5%)

(N=131)

(問3-63)施設の更新時に補助金を受けられない場合長期前受金戻入を控除項目にすべきでないという意見がありますが、長期前受金戻入について貴事業体はどう考えますか。また、控除すべきと考える場合は、その理由を記入してください

### 長期前受金戻入について

#### <主な回答>

- ・控除すべきではないと考える。(94件)
- ・控除すべきと考える。(17件)
- ・更新時に補助金を受けられるのかを資産ごとに判断して対応することは難しい(5件)
- ・取得済の資産の減価償却費の財源との考えから、控除すると考える(3件)
- ・原則として控除すべきではないが、事業収支が厳しい状況では控除はやむを得ない。(1件)
- ・長期前受金は発生しないと考える。(1件)

### 控除すべきと考える理由

#### <主な回答>

- ・健全な運営確保のための必要な更新財源とすべきと考える(10件)
- ・長期前受金戻入に相当する減価償却費は料金算定原価から控除すべき(5件)
- ・新会計制度の主旨から控除すべきと考える。(2件)
- ・料金の算定に当たっては、適正な原価を基礎とすることが必要であるため。(1件)
- ・他の財源と同様に資産維持費で見込めば足りると考える。(1件)
- ・一時的な収益でもないことから、他の控除項目と同様に控除すべきであると考え。(1件)
- ・過去に受領した補助金も収益化して、料金算定に反映させるべきであると考え。(1件)

8) 会計制度見直しによる影響（退職給付引当金にかかる移行処理）

（問3-64）退職給付引当金について、会計制度見直しに伴い移行処理として計上不足額はありましたか。

**全体**

退職給付引当金について、会計制度見直しに伴い移行処理として計上不足額はありましたか	事業者数	
ある	84	(47.5%)
ない	93	(52.5%)

(N=177)

**給水人口規模別**

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
ある	41 (34.5%)	24 (66.7%)	14 (87.5%)	5 (83.3%)	84 (47.5%)
ない	78 (65.5%)	12 (33.3%)	2 (12.5%)	1 (16.7%)	93 (52.5%)
合計	119	36	16	6	177

（問3-65）問3-64で、退職給付引当金について「会計制度見直しに伴い移行処理として計上不足額があった」と回答した事業体に伺います。計上不足額は、一括計上と分割計上のどちらにしていますか。

計上不足額は、一括計上と分割計上のどちらにしていますか	事業者数	
一括計上	60	(72.3%)
分割計上	23	(27.7%)

(N=83)

（問3-66）問3-65で、計上不足額を「分割計上」していたと回答した事業体に伺います。分割計上を料金原価に算入すべきと考えますか。また、そのように考える理由をあわせて記入してください。

分割計上を料金原価に算入すべきと考えますか	事業者数	
算入すべき	12	(54.5%)
算入すべきでない	10	(45.5%)

(N=22)

**算入すべきでないとする理由**

<主な回答>

- ・一括計上時の整合性も考慮すれば、算入すべきでない。(5件)
- ・過年度の未計上分は本来過去の使用者が負担すべき額であるため(1件)

**算入すべきとする理由**

<主な回答>

- ・事業運営上の必要経費として、全額算入すべきと考える。(5件)
- ・移行処理に伴う経費であるが、損益勘定の一つであり、算入すべきであるとする。(2件)
- ・後払い人件費であり、当然料金原価を構成する(2件)
- ・一括や5年未満の分割により、特別損失で計上する場合は算入しなくても良い(1件)
- ・料金の算定が損益ベースであるため、算入すべきと考える。(1件)
- ・負担の公平性が損なわれるが、財政上やむを得ないため。(1件)
- ・新会計制度導入以前では、引当不足額は当年度経費として支出していたため(1件)

9) 会計制度見直しによる影響（人件費に係る引当金に要する経費の扱い）

<退職給付引当金>

（問 3-67）料金算定期間における退職給付に要する経費を総括原価としてどう見込みますか。また、その理由を記入してください。

全体

退職給付に要する経費を総括原価としてどう見込みますか	事業者数	
①当該期間における実際の退職手当支払額（引当金取崩額）を算入（資金ベース・今までどおり）する。	38	(31.9%)
②当該期間における退職給付費額（当該期間に増加した勤務費用）を算入（損益ベース）する。	81	(68.1%)

(N=119)

給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
①当該期間における実際の退職手当支払額を算入する。	27 (38.6%)	8 (26.7%)	3 (20.0%)		38 (31.9%)
②当該期間における退職給付費額を算入する。	43 (61.4%)	22 (73.3%)	12 (80.0%)	4 (100.0%)	81 (68.1%)
合計	70	30	15	4	119

①とする理由

<主な回答>

- ・当該期間における退職給付費額を参入していけばよいと考えるため。(8件)
- ・退職手当組合に加入しており、退職給付引当金の計上はしていない。(3件)
- ・退職手当の支給は、市長部局で対処する(2件)
- ・一般会計に相応分を支出する経理のため、制度見直しの影響なし。(2件)
- ・議会等に説明しやすいため。(1件)
- ・損益ベースよりも分かりやすい(1件)
- ・事務的に見積もりやすいため(1件)
- ・引当金中、すべての資金を確保しているわけではないため(1件)
- ・将来的には、損益ベースで算入すべきと考えている。(1件)
- ・退職給付費額をベースとする明確な判断基準が見いだせないため。(1件)

②とする理由

<主な回答>

- ・料金の算定が損益ベースであるため、今後、当該期間における退職給付費額（当該期間に増加した勤務した費用）を算入すればよいと考える。(28件)
- ・移行前年度までに発生した退職給付債務額（会計基準変更時差異）は、移行年度において繰越欠損金を生じさせる要因となったものの、当該欠損金は今後生じる利益によって解消され、引当金に対応する資金も留保されるので、今後、料金を算定する際には当該期間における退職給付費額（当該期間に増加した勤務費用）を参入していけばよいと考えるため(10件)
- ・退職手当組合に加入しており、退職給付引当金の計上はしていない。(5件)
- ・損益ベースで料金回収しているため(3件)
- ・退職金は年度により変動が大きい(2件)
- ・料金算定期間に適切に原価を配賦することが可能となるため(1件)
- ・過去の補助金収益化相当額との相殺により未処分利益剰余金が生じるため。(1件)

- 過去の退職給付債務を将来世代に負担させるのは適切でないと考えたため。(1件)
- 会計制度移行によって生じた経費は制度移行に伴う臨時的なものであるため。(1件)
- 退職給付費は、増加額と償却額の合計を分割計上しているため、退職給付費全額を当該期間に算入することが妥当と考えたため。(1件)
- 料金算定要領においても退職給与引当金制度を前提として算定すると示されているように、正確な期間損益計算による費用を計上すべきと考えたため。(1件)
- 引当金に対応する資金が留保されるため。(1件)
- 適正な期間へ費用を計上するために、当該期間に増加した費用があれば、費用とし総括原価へ含めるものと考えた。(1件)
- 制度見直しに伴い、当市では不足する額は一括して計上することとしており、毎年度退職者が存在する限り、一定額は引当られ、引当金に対応する資金も留保される(1件)
- 当該期間に新たに発生した費用のみを計上するのがふさわしいと考えた。(1件)
- 移行前年度までに発生した退職給付債務額(会計基準変更時差異)は、移行年度において欠損金を増加させる要因となったものの、引当金に対応する資金は留保している。(1件)
- 総括原価方式で算定しているため。(1件)
- 損益ベースをもって料金算定している以上、算定期間における退職給付費額で説明可能と考える。(1件)

10) 会計制度見直しによる影響（人件費に係る引当金に要する経費の扱い）

<賞与引当金>

（問 3-68）料金算定期間における賞与に要する経費を総括原価としてどう見込みますか。  
また、その理由を記入してください。

全体

賞与に要する経費を総括原価としてどう見込みますか	事業者数	
①資金ベース(今までどおり)	98	(57.0%)
②損益ベース	74	(43.0%)

(N=172)

給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
①資金ベース (今までどおり)	78 (65.5%)	14 (42.4%)	5 (33.3%)	1 (20.0%)	98 (57.0%)
②損益ベース	41 (34.5%)	19 (57.6%)	10 (66.7%)	4 (80.0%)	74 (43.0%)
合計	119	33	15	5	172

①とする理由

<主な回答>

- ・資金ベースの方が見積もりやすいと考える(45 件)
- ・資金ベースでも損益ベースのどちらでも金額的に大差はないため。(32 件)
- ・今までどおり算定していくため。(3 件)
- ・一般会計に相応分を支出する経理のため、制度見直しの影響なし。(1 件)
- ・実際の支払額で参入する見込み。(1 件)
- ・賞与引当金を導入する前と同じく、一定額で十分と考えている。(1 件)
- ・賞与引当金は営業費用の人件費とし、総括原価において固定費として見込んでいる。(1 件)

②とする理由

<主な回答>

- ・資金ベースでも損益ベースのどちらで見積もっても金額的に大差はない(16 件)
- ・損益ベースで算定しているため。(13 件)
- ・事務的に見積もりやすいため。(7 件)
- ・予算額や財政計画とも整合を取るため損益ベースで算定する方が適切と考えている。(4 件)
- ・引当金の計上は会計制度上、計上するものであるため(4 件)
- ・新会計基準に基づき、期間損益計算の適正化を図ったため。(3 件)
- ・引当金を計上することで、料金算定期間に適切に原価を配賦することが可能となるため(1 件)
- ・損益計上分に減価償却計上分が加算されると思われる。(1 件)
- ・原則損益計算書に準じた方法が最適と考える。(1 件)
- ・将来見込まれる賞与の見込みを引当計上しているため。(1 件)
- ・収益的収支の扱いがわかりやすいと考える(1 件)
- ・総括原価方式で算定しているため。(1 件)



5. 算定した水道料金の検証及び周知について（全 18 問）

1) 算定した水道料金の検証について

(問 4-1) 直近の料金改定時に審議会等で検証を行いましたか。

全体

料金改定時に審議会等で検証	事業者数	
行った	106	(53.5%)
行っていない	92	(46.5%)

(N=198)

給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
行った	78 (55.7%)	20 (55.6%)	7 (43.8%)	1 (16.7%)	106 (53.5%)
行っていない	62 (44.3%)	16 (44.4%)	9 (56.3%)	5 (83.3%)	92 (46.5%)
合計	140	36	16	6	198

(問 4-2) 問 4-1 で、審議会等の検証を「行った」と回答した事業体に伺います。検証は常設の審議会によるものですか。

料金改定時の審議会	事業者数	
常設	61	(57.5%)
常設でない	45	(42.5%)

(N=106)

審議会の設置根拠及び位置づけ

<主な回答>

- ・条例(48 件)
- ・定期的に意見・助言を受けるためのもの(15 件)
- ・経営、事業運営に意見・助言を受けるためのもの(13 件)
- ・首長の諮問(10 件)
- ・要綱、規則、内規 (7 件)
- ・料金改定等の際に意見・助言を受けるためのもの(4 件)

(問 4-3) 問 4-1 で、審議会等の検証を「行った」と回答した事業体に伺います。審議会等は、何回開催しましたか。

審議会等の開催回数	事業者数	
1回	15	(14.3%)
2回	16	(15.2%)
3回	11	(10.5%)
4回	19	(18.1%)
5回	16	(15.2%)
6回	7	(6.7%)
7回	8	(7.6%)
8回	6	(5.7%)
9回	4	(3.8%)
10回以上	3	(2.9%)

(N=105)

(問 4-4)問 4-1 で、審議会等の検証を「行った」と回答した事業体に伺います。審議会等の委員の構成と人数を記入してください。

#### 審議会等の委員の人数

審議会委員の人数	事業者数	
5人～9人	33	(31.4%)
10人～14人	48	(45.7%)
15人～19人	15	(14.3%)
20人以上	9	(8.6%)

(N=105)

#### 審議会等の委員の構成と人数

審議会委員の構成と人数	事業者数	人数 合計	人数 平均
学識経験者(大学教授・准教授等)	63	184	2.9
公認会計士	5	5	1.0
弁護士	4	4	1.0
税理士	19	19	1.0
議員	28	107	3.8
地元大口需要者	26	44	1.7
一般使用者代表	81	581	7.2
地方公共団体職員	11	33	3.0
その他	49	289	5.9
合計	105	1,266	12.1

(N=105)

#### その他

各種団体の代表	27	140	5.2
公募	8	42	5.3
優れた識見を有する者(行政書士、 社会保険労務士等)	7	19	2.7
合併前町村の代表	5	30	6.0
金融機関	3	3	1.0
元議員、元職員	2	3	1.5
水利権代表者	1	7	7.0
電力会社	1	1	1.0
行政の代表	1	1	1.0
報道機関	1	2	2.0
国家公務員	1	1	1.0
区推薦者	1	12	12.0
不明	3	28	9.3

(N=49)

(問 4-5)問 4-1 で、審議会等の検証を「行った」と回答した事業体に伺います。審議会では、どのようなことが争点になったか記入してください。

<主な回答>

- ・料金改定率(26 件)
- ・経営の安定性(20 件)
- ・合併後の料金統一(20 件)
- ・料金体系(17 件)
- ( 基本料金、基本水量(5 件)
- 口径別への変更(4 件)
- 逓増度(3 件)
- 基本料金と従量料金の比率(1 件) )
- ・老朽化管路等の事業計画(15 件)
- ・低所得者、少量使用者等への配慮(8 件)
- ・経営の効率化(6 件)
- ・受水費に関すること(6 件)
- ・激変緩和措置(6 件)
- ・広報、情報公開(4 件)
- ・滞納対策(4 件)
- ・資産維持費の算入(3 件)
- ・負担の公平性(3 件)
- ・事業者への配慮(2 件)
- ・近隣事業体との比較(2 件)
- ・一般会計からの繰入(2 件)
- ・料金改定時期、料金算定期間(2 件)
- ・大口利用者の地下水利用対策(1 件)
- ・累積欠損金の解消(1 件)

(問 4-6)問 4-1 で、審議会等の検証を「行った」と回答した事業体に伺います。審議会答申の料金改定率(答申で示されている場合)と原案(事業者が必要と考える)改定率を記入してください。

改定率	最大値	最小値	平均値	
①審議会答申の料金改定率	144.0	-9.5	10.9	(N=85)
②原案(事業者が必要と考える)改定率	144.0	-9.5	11.9	(N=85)
審議会答申と原案の改定率の差 ①-②	30.0	-27.0	-4.1	(N=21)

## 2) 料金改定に係る住民等への周知について

(問 4-7)直近の料金改定時に公聴会等を実施しましたか。

公聴会等の実施	事業者数	
公聴会	3	(5.0%)
住民説明会	28	(46.7%)
パブリックコメント	8	(13.3%)
その他	32	(53.3%)
	(N=60)	

<その他(主な回答)>

- ・広報紙(25 件)
- ・ホームページ(9 件)
- ・チラシ(5 件)

- ・地域審議会(4件)
- ・大口使用者説明会(3件)
- ・報道機関説明会(1件)
- ・ダイレクトメール送付(1件)

(問 4-8)問 4-7 で、公聴会、住民説明会、その他を「行った」と回答した事業体に伺います。公聴会等は、何回開催しましたか。

公聴会等の実施回数	最大値	最小値	平均値
公聴会	12	1	5.3 (N=3)
住民説明会	24	1	6.4 (N=28)
その他	11	1	5.0 (N=12)

(問 4-9)問 4-7 で、パブリックコメントを「行った」と回答した事業体に伺います。パブリックコメントの募集期間はどのくらいですか。

	最大値	最小値	平均値
パブリックコメントの募集期間(日)	270	13	54

(N=9)

(問 4-10)問 4-7 で、公聴会等を「行った」と回答した事業体に伺います。公聴会等で出された意見等が料金に反映されましたか。

問4-10

公聴会等で出された意見等の反映	事業者数	
はい	4	(50.0%)
いいえ	4	(50.0%)

(N=8)

(問 4-11)料金改定が議決されてから適用されるまでの住民等への周知期間はどのくらいですか。

住民等への周知期間	事業者数	
30日以内	20	(12.1%)
31日～60日	14	(8.5%)
61日～90日	55	(33.3%)
91日～120日	33	(20.0%)
121日～150日	7	(4.2%)
151日～180日	26	(15.8%)
181日～365日	10	(6.1%)

(N=165)

	最大値	最小値	平均値
住民等への周知期間(日)	365	6	105

(N=165)

### 3) 料金改定に関する情報開示の状況

(問 4-12)日本水道協会発行「経営情報公開のガイドライン」を知っていますか。

全体

経営情報公開のガイドラインの認知	事業者数	
知っている	52	(26.5%)
知らない	144	(73.5%)

(N=196)

## 給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
知っている	26 (19.0%)	13 (35.1%)	9 (56.3%)	4 (66.7%)	52 (26.5%)
知らない	111 (81.0%)	24 (64.9%)	7 (43.8%)	2 (33.3%)	144 (73.5%)
合計	137	37	16	6	196

(問 4-13)問 4-12 で、経営情報公開のガイドラインを「知っている」と回答した事業体に伺います。料金改定時にどのような情報を示しましたか。また、選択肢(1)～(4)の内、開示していない情報がある場合、その理由を記入してください。

### (1)料金に関する基礎的な情報

情報開示の内容	事業者数		
	開示している	開示していない	
旧料金及び提案した新料金の比較	48 (96.0%)	2 (4.0%)	(N=50)
料金算定の考え方	35 (76.1%)	11 (23.9%)	(N=46)
料金算定の根拠となった前提条件□	40 (81.6%)	9 (18.4%)	(N=49)
料金改定が物価等に及ぼす影響□	11 (25.6%)	32 (74.4%)	(N=43)
他水道事業者との比較□	26 (54.2%)	22 (45.8%)	(N=48)

### 開示していない理由

#### <主な回答>

- ・旧料金及び提案した新料金の比較  
消費増税分のみの引上げだったため(1件)
- ・料金算定の考え方  
料金値下げであったため不要と判断(4件)  
使用者から特に求められていないため。(1件)  
広報スペース等の関係で実施できていない(1件)  
消費増税分のみの引上げだったため(1件)
- ・料金算定の根拠となった前提条件  
料金値下げであったため不要と判断(3件)  
使用者から特に求められていないため(1件)  
消費増税分のみの引上げだったため(1件)
- ・料金改定が物価等に及ぼす影響  
料金値下げであったため不要と判断(9件)  
影響の算定が困難なため(3件)  
該当する情報がないため(3件)  
広報スペース等の関係で実施できていない(1件)  
消費増税分のみの引上げだったため(1件)  
使用者から特に求められていないため(1件)
- ・他水道事業者との比較  
料金値下げであったため不要と判断(6件)  
広報スペース等の関係で実施できていない(2件)  
消費増税分のみの引上げだったため(2件)  
他水道事業者に影響が出る恐れがあるため(1件)  
使用者から特に求められていないため(1件)  
合併前との料金体系の比較をメインにしたため(1件)

## (2) 事業経営に関する情報

情報開示の内容	事業者数				
	開示している		開示していない		
事業経営の現状	40	(81.6%)	9	(18.4%)	(N=49)
中・長期的な事業計画または見通し	37	(75.5%)	12	(24.5%)	(N=49)
事業計画と経費負担の関係	32	(69.6%)	14	(30.4%)	(N=46)
公費負担の状況	31	(67.4%)	15	(32.6%)	(N=46)
附帯事業等の財務状況	14	(31.8%)	30	(68.2%)	(N=44)

### 開示していない理由

#### <主な回答>

- ・事業経営の現状
  - 料金値下げであったため不要と判断 (3 件)
  - 別途公表しているため (2 件)
  - 消費増税分のみの引上げだったため (1 件)
- ・中・長期的な事業計画または見通し
  - 料金値下げであったため不要と判断 (4 件)
  - 別途公表しているため (2 件)
  - 広報スペース等の関係で実施できていない (1 件)
  - 消費増税分のみの引上げだったため (1 件)
- ・事業計画と経費負担の関係
  - 料金値下げであったため不要と判断 (4 件)
  - 別途公表しているため (1 件)
  - 使用者から特に求められていないため (1 件)
  - 広報スペース等の関係で実施できていない (1 件)
  - 消費増税分のみの引上げだったため (1 件)
- ・公費負担の状況
  - 料金値下げであったため不要と判断 (3 件)
  - 広報スペース等の関係で実施できていない (2 件)
  - 赤字や資金不足を補てんする目的での繰入はない (1 件)
  - 使用者から特に求められていないため (1 件)
  - 消費増税分のみの引上げだったため (1 件)
- ・附帯事業等の財務状況
  - 附帯事業がないため (14 件)
  - 料金値下げであったため不要と判断 (4 件)
  - 詳細な財務状況までは開示していないため (1 件)
  - 使用者から特に求められていないため (1 件)
  - 広報スペース等の関係で実施できていない (1 件)
  - 消費増税分のみの引上げだったため (1 件)

## (3) 経営の効率性に関する情報

情報開示の内容	事業者数				
	開示している		開示していない		
事業規模・内容について判断する指標	27	(58.7%)	19	(41.3%)	(N=46)
料金水準及びコストについて判断する指標	27	(58.7%)	19	(41.3%)	(N=46)
経営の安定度について判断する指標	28	(60.9%)	18	(39.1%)	(N=46)
経営効率化の実績	27	(58.7%)	19	(41.3%)	(N=46)
経営の効率化目標	25	(54.3%)	21	(45.7%)	(N=46)

## 開示していない理由

### <主な回答>

- ・事業規模・内容について判断する指標  
別途公表しているため(3件)  
料金値下げであったため不要と判断(2件)  
広報スペース等の関係で実施できていない(1件)  
使用者から特に求められていないため(1件)
- ・料金水準及びコストについて判断する指標  
別途公表しているため(3件)  
料金値下げであったため不要と判断(2件)  
広報スペース等の関係で実施できていない(1件)  
使用者から特に求められていないため(1件)
- ・経営の安定度について判断する指標  
別途公表しているため(3件)  
料金値下げであったため不要と判断(2件)  
広報スペース等の関係で実施できていない(1件)  
使用者から特に求められていないため(1件)
- ・経営効率化の実績  
別途公表しているため(3件)  
料金値下げであったため不要と判断(3件)  
広報スペース等の関係で実施できていない(1件)  
使用者から特に求められていないため(1件)  
消費税増税分のみの引上げだったため(1件)
- ・経営の効率化目標  
別途公表しているため(3件)  
料金値下げであったため不要と判断(3件)  
具体的な目標を設定していないため。(2件)  
広報スペース等の関係で実施できていない(1件)  
使用者から特に求められていないため(1件)  
消費税増税分のみの引上げだったため(1件)

## (4)使用者サービスに関する情報

情報開示の内容	事業者数	
	開示している	開示していない
使用者サービスの実績等	22 (51.2%)	21 (48.8%)
使用者サービスの向上策	23 (53.5%)	20 (46.5%)

## 開示していない理由

### <主な回答>

- ・使用者サービスの実績等  
該当する情報がないため(6件)  
料金値下げであったため不要と判断(5件)  
別途公表しているため(3件)  
使用者から特に求められていないため(1件)  
広報スペース等の関係で実施できていない(1件)  
消費税増税分のみの引上げだったため(1件)
- ・使用者サービスの向上策  
該当する情報がないため(5件)

- 料金値下げであったため不要と判断(5件)
- 別途公表しているため(2件)
- 使用者から特に求められていないため(1件)
- 広報スペース等の関係で実施できていない(1件)
- 消費増税分のみの引上げだったため(1件)

#### (5)その他(自由回答)

- ・水質関連:市民が直接飲用する水道水であることから、水質結果についてもホームページや広報紙で情報公開している。
- ・消費税の外税表記から内税表記への変更:料金を分かりやすくするため。

(問 4-14)問 4-12 で、経営情報公開のガイドラインを「知っている」と回答した事業体に伺います。情報開示の手段は何ですか。また、選択しなかった手段がある場合、その理由を記入してください。

情報開示の手段	事業者数	
常設窓口の設置	20	(40.8%)
パンフレット、広報誌等による広報	48	(98.0%)
テレビ、新聞等のマスメディアによる広報	14	(28.6%)
インターネット等の電子媒体による広報・広聴	46	(93.9%)
モニター、アンケート調査等による広聴	15	(30.6%)
その他(自由回答)	6	(12.2%)

(N=49)

#### <その他(主な回答)>

- ・改定の影響が大きい企業等に対して訪問説明を実施(1件)
- ・計量のお知らせ、料金請求書(1件)
- ・検針員による料金表の配布(1件)
- ・周知チラシの戸別配布(1件)
- ・住民説明会(タウンミーティング)(1件)
- ・水道事業運営審議会(1件)

#### 選択しなかった理由

##### <主な回答>

- ・常設窓口の設置
  - 通常業務で対応可能と判断した(8件)
  - 常設窓口を設置できる余裕がないため(1件)
  - 情報公開だけに窓口を常設できない(1件)
  - 人員等の面で対応が難しいため(1件)
  - 費用対効果が見込めないため(1件)
  - 料金値下げであったため不要と判断(1件)
- ・テレビ、新聞等のマスメディアによる広報
  - 広報紙等で対応可能と判断した(4件)
  - 大きなコストを要する場合もあり、通常は行っていない(2件)
  - 費用対効果が見込めないため(2件)
  - マスメディアについては特記すべき事項のみ依頼(1件)
  - 事業規模を考えると、必要性に乏しいため(1件)
  - 住民説明会に関する情報提供を市政記者に実施(1件)
- ・インターネット等の電子媒体による広報・広聴
  - 広報紙の方がより効果的と判断したため(1件)



- ・モニター、アンケート調査等による広聴
  - モニター制度等を採用していないため(2件)
  - 住民説明会等で公聴したため(2件)
  - 広報紙等で対応可能と判断した(2件)
  - 事業規模を考えると、必要性に乏しいため(1件)
  - 必要性や効果、コストなどを総合的に検討し取捨選択(1件)
  - 料金値下げであったため不要と判断(1件)

(問 4-15)問 4-12 で、経営情報公開のガイドラインを「知らない」と回答した事業体に伺います。料金改定時にどのような情報を示しましたか。また、選択肢(1)～(4)の内、開示した情報がある場合、その理由を記入してください。

### (1)料金に関する基礎的な情報

情報開示の内容	事業者数				
	開示している		開示していない		
旧料金及び提案した新料金の比較	126	(97.7%)	3	(2.3%)	(N=129)
料金算定の考え方	70	(75.3%)	23	(24.7%)	(N=93)
料金算定の根拠となった前提条件□	59	(64.8%)	32	(35.2%)	(N=91)
料金改定が物価等に及ぼす影響□	4	(5.6%)	68	(94.4%)	(N=72)
他水道事業者との比較□	45	(54.2%)	38	(45.8%)	(N=83)

### 開示した理由

#### <主な回答>

- ・旧料金及び提案した新料金の比較
  - 使用者の理解を得るため(33件)
  - 改定の内容を周知するため(29件)
  - 情報提供として必要なため(14件)
  - 最も関心のある情報であるから(9件)
  - 激変緩和のための経過措置(1件)
  - 情報提供をして意見を聞くため(1件)
  - 問い合わせが多いため(1件)
- ・料金算定の考え方
  - 使用者の理解を得るため(33件)
  - 情報提供として必要なため(13件)
  - 最も関心のある情報であるから(1件)
  - 情報提供をして意見を聞くため(1件)
- ・料金算定の根拠となった前提条件
  - 使用者の理解を得るため(20件)
  - 情報提供として必要なため(9件)
  - 経営状況(3件)
  - 受水費の値下げ等(2件)
  - 情報提供をして意見を聞くため(1件)
- ・料金改定が物価等に及ぼす影響
  - 使用者の理解を得るため(1件)
  - 情報提供として必要なため(1件)
- ・他水道事業者との比較
  - 使用者の理解を得るため(12件)
  - 比較により当市の状況がわかる(11件)
  - わかりやすいため(5件)
  - 情報提供として必要なため(5件)

情報提供をして意見を聞くため(1件)  
最も関心のある情報であるから(1件)

## (2) 事業経営に関する情報

情報開示の内容	事業者数				
	開示している		開示していない		
事業経営の現状	56	(62.9%)	33	(37.1%)	(N=89)
中・長期的な事業計画または見通し	43	(50.6%)	42	(49.4%)	(N=85)
事業計画と経費負担の関係	24	(32.0%)	51	(68.0%)	(N=75)
公費負担の状況	22	(29.3%)	53	(70.7%)	(N=75)
附帯事業等の財務状況	5	(7.0%)	66	(93.0%)	(N=71)

### 開示した理由

#### <主な回答>

- ・事業経営の現状
  - 使用者の理解を得るため(24件)
  - 情報提供として必要なため(10件)
  - 法令の規定による(3件)
  - 決算、事業年報で開示(2件)
- ・中・長期的な事業計画または見通し
  - 使用者の理解を得るため(16件)
  - 情報提供として必要なため(9件)
  - 地域水道ビジョン等で開示(5件)
- ・事業計画と経費負担の関係
  - 使用者の理解を得るため(8件)
  - 情報提供として必要なため(5件)
  - 計画に基づく整備の必要性(1件)
  - 負担金がどの程度見込んでいるか(1件)
- ・公費負担の状況
  - 使用者の理解を得るため(6件)
  - 情報提供として必要なため(2件)
  - 公費負担を明確にするため(1件)
  - 独立採算制であることを知っていただく(1件)
- ・附帯事業等の財務状況
  - 使用者の理解を得るため(2件)
  - 決算書等で開示(2件)

## (3) 経営の効率性に関する情報

情報開示の内容	事業者数				
	開示している		開示していない		
事業規模・内容について判断する指標	21	(27.6%)	55	(72.4%)	(N=76)
料金水準及びコストについて判断する指標	18	(24.0%)	57	(76.0%)	(N=75)
経営の安定度について判断する指標	16	(21.9%)	57	(78.1%)	(N=73)
経営効率化の実績	21	(28.4%)	53	(71.6%)	(N=74)
経営の効率化目標	13	(17.6%)	61	(82.4%)	(N=74)

### 開示した理由

#### <主な回答>

- ・事業規模・内容について判断する指標
  - 使用者の理解を得るため(8件)

- 情報提供として必要なため (3 件)  
常に開示している (1 件)
- ・料金水準及びコストについて判断する指標  
使用者の理解を得るため (6 件)  
情報提供として必要なため (3 件)  
常に開示している (1 件)
- ・経営の安定度について判断する指標  
使用者の理解を得るため (5 件)  
情報提供として必要なため (3 件)  
常に開示している (1 件)
- ・経営効率化の実績  
使用者の理解を得るため (7 件)  
料金改定的前提、理由となるため (3 件)  
情報提供として必要なため (2 件)  
最も関心のある情報であるから (1 件)  
常に開示している (1 件)
- ・経営の効率化目標  
使用者の理解を得るため (5 件)  
情報提供として必要なため (2 件)  
料金改定的前提、理由となるため (1 件)  
経営の効率化の取組みを説明 (1 件)  
常に開示している (1 件)

#### (4) 利用者サービスに関する情報

情報開示の内容	事業者数	
	開示している	開示していない
利用者サービスの実績等	7 (10.1%)	62 (89.9%)
利用者サービスの向上策	6 (8.8%)	62 (91.2%)

#### 開示した理由

##### <主な回答>

- ・利用者サービスの実績等  
情報提供として必要なため (1 件)  
事業内容をわかりやすく公開するため (1 件)  
水道水の安全性を PR (1 件)  
料金改定的前提、理由となるため (1 件)  
常に開示している (1 件)
- ・利用者サービスの向上策  
情報提供として必要なため (2 件)  
料金改定的前提、理由となるため (1 件)  
常に開示している (1 件)

#### (5) その他(自由回答)

※該当なし

(問 4-16)問 4-12 で、経営情報公開のガイドラインを「知らない」と回答した事業体に伺います。情報開示の手段は何ですか。また、その手段を選択した理由を記入してください。

情報開示の手段	事業者数	
常設窓口の設置	18	(13.1%)
パンフレット、広報誌等による広報	134	(97.8%)
テレビ、新聞等のマスメディアによる広報	24	(17.5%)
インターネット等の電子媒体による広報・広聴	113	(82.5%)
モニター、アンケート調査等による広聴	7	(5.1%)
その他(自由回答)	17	(12.4%)

(N=137)

#### <その他(主な回答)>

- ・チラシ、新旧料金早見表の配布(11件)
- ・住民説明会で資料配布(2件)
- ・FMラジオで周知(1件)
- ・地域長会による住民説明の実施(1件)
- ・事務所にて一部閲覧可能(1件)

#### 開示した理由

##### <主な理由>

- ・常設窓口の設置
  - 効率的に周知ができるため(6件)
  - インターネットを利用しづらい住民のため(3件)
  - 窓口にくるお客様への周知(3件)
  - 情報公開室を設置(1件)
  - 通常業務において対応が可能(1件)
  - お客様窓口の情報コーナーを設置(1件)
- ・パンフレット、広報誌等による広報
  - 全戸に配布できるため(53件)
  - 一般的な情報公開の手段(17件)
  - 広く周知しやすい(17件)
  - 短期間に一斉に配布できる(1件)
  - 他の公共料金や税金も広報誌により広報しているため(1件)
  - インターネットを利用しづらい住民のため(1件)
- ・テレビ、新聞等のマスメディアによる広報
  - 効率的に周知ができるため(8件)
  - ケーブルテレビによる周知(4件)
  - 報道提供している(4件)
  - 広く知ってもらうため(3件)
  - 広報紙、パンフレットを補完するため(1件)
  - 随時情報提供が可能(1件)
  - 広報番組の活用(1件)
- ・インターネット等の電子媒体による広報・広聴
  - ホームページを設置しているため(24件)
  - 多くの住民に周知できるため(11件)
  - 広く情報発信することができるため(10件)
  - インターネットが普及しているため(10件)
  - 詳細に周知するため(6件)
  - 利用者にとって便利なため(6件)

- 費用がかからない(5件)
- 随時情報提供できるため(5件)
- 効率的に周知ができるため(4件)
- ・モニター、アンケート調査等による広聴
  - 広聴の観点から有効な手段であるため(2件)
  - 迅速かつ簡単に情報を得られる(1件)
  - 意見徴収の手段として選択(1件)
  - 市民ニーズを把握するため(1件)
- ・その他
  - 検針時にチラシを配布し、直接情報を届ける(3件)
  - 市外居住者への周知が可能(2件)
  - 広報紙等の配布漏れに配慮するため(1件)
  - 市民と直接対話することで水道事業への理解を得るため(1件)

(問 4-17) 問 4-14、または問 4-16 で選択した情報開示の手段のうち、水道使用者(住民)の理解を得るために効果的なものはどれでしたか。また、その理由と根拠を記入してください。

効果的な情報開示の手段		事業者数	
常設窓口の設置		2	(1.7%)
パンフレット、広報誌等による広報		84	(72.4%)
テレビ、新聞等のマスメディアによる広報		5	(4.3%)
インターネット等の電子媒体による広報・広聴		16	(13.8%)
モニター、アンケート調査等による広聴		1	(0.9%)
その他	チラシ配布	19	(16.4%)
	改定の影響が大きい企業等への訪問説明	2	(1.7%)
	住民説明会	3	(2.6%)

(N=116)

#### その理由と根拠

##### <主な回答>

- ・パンフレット、広報誌等による広報
  - 全戸配布されるため(59件)
  - 多くの住民が情報を知りえる(14件)
  - 住民の目にとまりやすいため(6件)
  - 多くの情報が発信できる(3件)
- ・テレビ、新聞等のマスメディアによる広報
  - 多くの住民が情報を知りえる(3件)
  - 認知度が高い(1件)
- ・インターネット等の電子媒体による広報・広聴
  - 多くの住民が情報を知りえる(5件)
  - 誰でも閲覧が可能であるため(3件)
  - 多くの情報が発信できる(2件)
  - 双方向の情報伝達が可能なため(1件)
  - タイムリーな情報を提供できる(1件)
- ・モニター、アンケート調査等による広聴
  - 意見を聴取することができるため(1件)
- ・その他(チラシ配布)
  - 全戸配布されるため(14件)
- ・その他(住民説明会)
  - 意見を聴取することができるため(2件)

(問 4-18)水道使用者(住民)の理解を得るために、これまでご回答いただいた以外に、さらに効果的と考えるものはありますか。検討段階のものも含め、お答えください。

<主な回答>

- ・説明会の開催等(3件)
- ・ツイッター、フェイスブックなどのSNS(1件)
- ・インターネット、パブリックコメントなど多くの人に閲覧していただける機会を設けること(1件)
- ・事業実施(料金負担)によるアウトカムを分かりやすくまとめて広報すること(1件)
- ・実際に水を作って供給するまでを説明したビデオをみてもらってから、説明をした。事業の苦労や、経費がかかるんだと理解してもらい、説明内容の理解に役立った。(1件)
- ・直接お会いして説明する営業活動の充実(なりふり構わぬ姿勢で広報)(1件)
- ・市の水道料金が他市町村と比較し、低コストで行なわれているか周知できれば改定の理解も得られやすくなる(1件)

6. 経営に関する情報の検証及び周知について（全 12 問）

1) 経営に係る審議会等の開催状況

(問 5-1) 経営に係る事項について、定期的に審議会を開催していますか。

全体

経営に係る事項について、定期的に審議会を開催しているか	事業者数	
開催している	53	(26.6%)
開催していない	146	(73.4%)

(N=199)

給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上25万人未満	25万人以上50万人未満	50万人以上	合計
開催している	37 (26.4%)	9 (24.3%)	5 (31.3%)	2 (33.3%)	53 (26.6%)
開催していない	103 (73.6%)	28 (75.7%)	11 (68.8%)	4 (66.7%)	146 (73.4%)
合計	140	37	16	6	199

(問 5-2) 問 5-1 で、定期的に審議会を「開催している」と回答した事業体に伺います。1年に何回開催していますか。

審議会等の開催回数	事業者数	
1回	14	(26.4%)
2回	24	(45.3%)
3回	6	(11.3%)
4回	2	(3.8%)
5回	5	(9.4%)
6回	1	(1.9%)
7回	1	(1.9%)

(N=53)

(問 5-3) 問 5-1 で、定期的に審議会を「開催している」と回答した事業体に伺います。審議会の委員の構成と人数を記入してください。

審議会の委員の人数

審議会委員の人数	事業者数	
5人～9人	11	(20.8%)
10人～14人	30	(56.6%)
15人～19人	9	(17.0%)
20人以上	3	(5.7%)

(N=53)

## 審議会の委員の構成と人数

審議会委員の構成と人数	事業者数	人数 合計	人数 平均
学識経験者(大学教授・准教授等)	34	96	2.8
公認会計士	6	6	1.0
弁護士	3	3	1.0
税理士	11	11	1.0
議員	12	40	3.3
地元大口需要者	11	22	2.0
一般使用者代表	46	276	6.0
地方公共団体職員	5	17	3.4
その他	27	144	5.3
合計	53	615	11.6

(N=53)

### その他

各種団体の代表	15	68	4.5
公募	5	23	4.6
優れた識見を有する者(行政書士、 社会保険労務士等)	5	14	2.8
金融機関	1	1	1.0
元議員、元職員	1	1	1.0
水利権代表者	1	7	7.0
電力会社	1	1	1.0
報道機関	1	2	2.0
国家公務員	1	1	1.0
区推薦者	1	12	12.0
不明	3	14	4.7

(N=27)

(問 5-4)問 5-1 で、定期的に審議会を「開催している」と回答した事業体に伺います。審議の目的や議題、どんな論点について審議したか記入してください。

### <主な回答>

- ・経営、事業運営全般(27 件)
- ・予算、決算(25 件)
- ・事業計画、事業実施状況(15 件)
- ・水道料金(9 件)
- ・経営、財政計画(5 件)
- ・施策の進行管理(5 件)
- ・経営効率化(4 件)
- ・未収料金の徴収対策(3 件)
- ・事業統合(2 件)
- ・市民サービス(1 件)
- ・情報提供(1 件)
- ・アセットマネジメント(1 件)



(問 5-5) 経営に係る事項について、定期的に意見を聴く場、説明する場を設けていますか。

**全体**

経営に係る事項について、定期的に意見を聴く場、説明する場を設けていますか	事業者数	
設けている	32	(20.8%)
設けていない	122	(79.2%)

(N=154)

**給水人口規模別**

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
設けている	19 (18.4%)	6 (18.8%)	3 (23.1%)	4 (66.7%)	32 (20.8%)
設けていない	84 (81.6%)	26 (81.3%)	10 (76.9%)	2 (33.3%)	122 (79.2%)
合計	103	32	13	6	154

(問 5-6) 問 5-5 で、定期的に意見を聴く場、説明する場を「設けている」と回答した事業体に伺います。1年に何回開催していますか。

開催回数	事業者数	
1回	8	(25.0%)
2回	16	(50.0%)
3回	3	(9.4%)
4回	1	(3.1%)
5回	3	(9.4%)
6回	1	(3.1%)

(N=32)

## 2) 通常時の経営に関する情報開示の状況

(問 5-7) 問 4-12 で、経営情報公開のガイドラインを「知っている」と回答した事業体に伺います。通常時、定期的にどのような情報を開示していますか。また、選択肢(1)～(3)の内、開示していない情報がある場合、その理由を記入してください。

### (1) 事業経営に関する情報

情報開示の内容	事業者数				
	開示している		開示していない		
事業計画または見通しとその実績との比較	39	(86.7%)	6	(13.3%)	(N=45)
財政収支計画または見込みとその実績との比較	38	(82.6%)	8	(17.4%)	(N=46)
公費負担に関する状況□	38	(82.6%)	8	(17.4%)	(N=46)

### 開示していない理由

#### <主な回答>

- ・事業計画または見通しとその実績との比較
  - 使用者から特に求められていないため(1件)
  - 現在、比較分析を実施しているため(1件)
  - 事業実績(決算状況)のみ公開(1件)
  - 作成していない(1件)
- ・財政収支計画または見込みとその実績との比較
  - 予算・決算の状況を公開しており、経営状況についてはそれで説明されている(1件)
  - 使用者から特に求められていないため(1件)
  - 現在、比較分析を実施しているため(1件)
  - 事業実績(決算状況)のみ公開(1件)
  - 広報スペース等の関係で実施できていない(1件)
  - 作成していない(1件)
- ・公費負担に関する状況
  - 赤字や資金不足を補てんする目的の一般会計繰入がないため(1件)
  - 使用者から特に求められていないため(1件)
  - 広報スペース等の関係で実施できていない(1件)

### (2) 経営の効率性に関する情報

情報開示の内容	事業者数				
	開示している		開示していない		
事業規模・内容について判断する指標	38	(86.4%)	6	(13.6%)	(N=44)
料金水準及びコストについて判断する指標	37	(86.0%)	6	(14.0%)	(N=43)
経営の安定度について判断する指標	39	(86.7%)	6	(13.3%)	(N=45)
経営の効率化目標とその実績との比較	34	(81.0%)	8	(19.0%)	(N=42)

### 開示していない理由

#### <主な回答>

- ・事業規模・内容について判断する指標
  - ほかとの比較材料がない(1件)
  - 公表できる形でのデータを保有していない(1件)
- ・料金水準及びコストについて判断する指標
  - 簡易水道と上水道でコストが大きく異なり、1会計のため指標の公表が困難なため(1件)
  - 公表できる形でのデータを保有していない(1件)
  - 広報スペース等の関係で実施できていない(1件)
- ・経営の安定度について判断する指標

簡易水道と上水道でコストが大きく異なり、1会計のため指標の公表が困難なため(1件)  
 公表できる形でのデータを保有していない(1件)  
 広報スペース等の関係で実施できていない(1件)

・経営の効率化目標とその実績との比較

簡易水道と上水道でコストが大きく異なり、1会計のため指標の公表が困難なため(1件)  
 公表できる形でのデータを保有していない(1件)  
 広報スペース等の関係で実施できていない(1件)  
 利用者から特に求められていないため(1件)  
 作成していない(1件)

**(3)利用者サービスに関する情報**

情報開示の内容	事業者数	
	開示している	開示していない
利用者サービスの向上策とその実績との比較	28 (68.3%)	13 (31.7%)
利用者からの意見及びその対応状況	28 (58.3%)	20 (41.7%)

(N=41)

(N=48)

**開示していない理由**

<主な回答>

・利用者サービスの向上策とその実績との比較

公表できる形でのデータを保有していない(3件)  
 広報スペース等の関係で実施できていない(1件)  
 実績として報告すべき事項は特にはない(1件)  
 利用者から特に求められていないため(1件)

・利用者からの意見及びその対応状況

公表できる形でのデータを保有していない(3件)  
 利用者からの意見等については、その都度、対応・処理しているため(1件)  
 公開の対象や範囲など現状では課題がある(1件)  
 個別に対応しているため、とりまとめを行っていない(1件)  
 件数が少なく、開示すると個々人が特定されてしまうため(1件)  
 広報スペース等の関係で実施できていない(1件)  
 利用者から特に求められていないため(1件)

**(4)その他(自由回答)**

・水質関連: 市民が直接飲用する水道水であることから、水質結果についてもホームページや広報紙で情報公開している。(1件)

(問 5-8)問 4-12 で、経営情報公開のガイドラインを「知っている」と回答した事業体に伺います。情報開示の手段は何ですか。また、選択しなかった手段がある場合、その理由を記入してください。

情報開示の手段	事業者数
常設窓口の設置	17 (36.2%)
パンフレット、広報誌等による広報	46 (97.9%)
テレビ、新聞等のマスメディアによる広報	13 (27.7%)
インターネット等の電子媒体による広報・広聴	45 (95.7%)
モニター、アンケート調査等による広聴	17 (36.2%)
その他 上下水道事業経営審議会の定期開催	1 (2.1%)

(N=47)

## 選択しなかった理由

### <主な回答>

- ・常設窓口の設置
  - 通常業務の範囲内で対応できるため(8件)
  - 常設窓口を設置できる余裕がないため(1件)
  - 情報公開だけに窓口を常設できない(1件)
  - 人員等の面で対応が難しいため(1件)
  - 費用対効果が見込めないため(1件)
  - 他の手段によって目的が果たされていると考えられるため(1件)
  - 経費がかかるため(1件)
- ・パンフレット、広報誌等による広報
  - 費用対効果が見込めないため(1件)
- ・テレビ、新聞等のマスメディアによる広報
  - 現在の情報開示で十分であると考えているため(4件)
  - 経費がかかるため(3件)
  - 広報誌やウェブサイトでの広報が有効と考え、そちらに力を入れているため(2件)
  - 事業規模を考えると、必要性に乏しいため(2件)
  - 費用対効果を考えてときに、費用の方が大きすぎるため(2件)
  - 必要性や効果、コストなどを総合的に検討し取捨選択している(1件)
- ・インターネット等の電子媒体による広報・広聴
  - 広報紙の方がより効果的と判断したため(1件)
- ・モニター、アンケート調査等による広聴
  - モニター、アンケート調査等による広聴は実施していないため(4件)
  - 現在の情報開示で十分であると考えているため(2件)
  - 使用者との接点が近く、あえて別途調査しなくても情報が伝わるため(1件)
  - 広報誌やウェブサイトで水道事業全般についての意見募集を行っているため(1件)
  - 事業規模を考えると、必要性に乏しいため(1件)
  - 経費がかかるため(1件)
  - 費用対効果が見込めないため(1件)

(問5-9)問4-12で、経営情報公開のガイドラインを「知らない」と回答した事業体に伺います。通常時、定期的にどのような情報を開示していますか。また、選択肢(1)～(3)の内、開示した情報がある場合、その理由を記入してください。

### (1)事業経営に関する情報

情報開示の内容	事業者数		
	開示している	開示していない	
事業計画または見通しとその実績との比較	37 (41.6%)	52 (58.4%)	(N=89)
財政収支計画または見込みとその実績との比較	37 (43.5%)	48 (56.5%)	(N=85)
公費負担に関する状況□	14 (19.7%)	57 (80.3%)	(N=71)

## 開示した理由

### <主な回答>

- ・事業計画または見通しとその実績との比較
  - 水道事業が今後行う施策を周知するため(8件)
  - 水道事業経営について理解を得るため(3件)
  - 上下水道ビジョンの主要施策の実施状況を開示するため(2件)
  - 事業計画の内容を市民に理解してもらうため(2件)
  - 条例等で開示が定められている(2件)

- 水道事業の情報開示や経営の透明性を図るため(1件)
- 例月監査、決算監査等で議会、監査委員等へ報告(1件)
- 経営計画の中間年度と最終年度に評価を公表または公表を予定(1件)
- 使用者に対して説明責任を果たすため(1件)
- 市民目線の行政運営を目指すため(1件)
- ・財政収支計画または見込みとその実績との比較
  - 水道事業経営について理解を得るため(5件)
  - 情報開示の一環として(3件)
  - 条例等で開示が定められている(2件)
  - 経営状況を判断する根拠として(2件)
  - 水道事業の情報開示や経営の透明性を図るため(1件)
  - 例月監査、決算監査等で議会、監査委員等へ報告(1件)
  - 使用者に対して説明責任を果たすため(1件)
  - 市民目線の行政運営を目指すため(1件)
  - 当局の事業運営の安定化を広く示すため(1件)
- ・公費負担に関する状況
  - 水道事業経営について理解を得るため(1件)
  - 情報開示の一環として(1件)
  - 条例等で開示が定められている(1件)
  - 水道事業の情報開示や経営の透明性を図るため(1件)
  - 例月監査、決算監査等で議会、監査委員等へ報告(1件)

## (2) 経営の効率性に関する情報

情報開示の内容	事業者数		
	開示している	開示していない	
事業規模・内容について判断する指標	32 (42.7%)	43 (57.3%)	(N=75)
料金水準及びコストについて判断する指標	23 (32.4%)	48 (67.6%)	(N=71)
経営の安定度について判断する指標	31 (40.3%)	46 (59.7%)	(N=77)
経営の効率化目標とその実績との比較	18 (24.7%)	55 (75.3%)	(N=73)

### 開示した理由

#### <主な回答>

- ・事業規模・内容について判断する指標
  - 予算・決算の状況報告で開示(6件)
  - 水道事業経営について理解を得るため(5件)
  - 事業年報で公表(2件)
  - 経営状況を判断する根拠として(2件)
  - 経営状況等の説明責任を果たすためPIを公表(2件)
  - 水道事業の情報開示や経営の透明性を図るため(2件)
  - 例月監査、決算監査等で議会、監査委員等へ報告(1件)
  - 説明責任の強化のため(1件)
  - 市民の理解を得て経営の効率化を図るため(1件)
  - 使用者に対して説明責任を果たすため(1件)
  - 目標として掲げた指標の達成度を開示するため(1件)
- ・料金水準及びコストについて判断する指標
  - 予算・決算の状況報告で開示(3件)
  - 水道事業経営について理解を得るため(2件)
  - 経営状況を判断する根拠として(2件)
  - 水道事業の情報開示や経営の透明性を図るため(2件)

- 例月監査、決算監査等で議会、監査委員等へ報告(1件)
- 説明責任の強化のため(1件)
- 事業年報で公表(1件)
- 市民の理解を得て経営の効率化を図るため(1件)
- 使用者に対して説明責任を果たすため(1件)
- 経営状況等の説明責任を果たすためPIを公表(1件)
- ・経営の安定度について判断する指標
  - 水道事業経営について理解を得るため(4件)
  - 予算・決算の状況報告で開示(3件)
  - 事業年報で公表(2件)
  - 経営状況を判断する根拠として(2件)
  - 使用者に対して説明責任を果たすため(2件)
  - 水道事業の情報開示や経営の透明性を図るため(2件)
  - 例月監査、決算監査等で議会、監査委員等へ報告(1件)
  - 説明責任の強化のため(1件)
  - 市民の理解を得て経営の効率化を図るため(1件)
  - 目標として掲げた指標の達成度を開示するため(1件)
  - 経営状況等の説明責任を果たすためPIを公表(1件)
  - 年1回経営分析を行い、前年度と比較して開示している(1件)
- ・経営の効率化目標とその実績との比較
  - 水道事業経営について理解を得るため(4件)
  - 料金負担に対する理解を得るため(2件)
  - 使用者に対して説明責任を果たすため(2件)
  - 例月監査、決算監査等で議会、監査委員等へ報告(1件)
  - 説明責任の強化のため(1件)
  - 事業年報で公表(1件)
  - 市民の理解を得て経営の効率化を図るため(1件)
  - 水道事業の情報開示や経営の透明性を図るため(1件)
  - 目標として掲げた指標の達成度を開示するため(1件)

### (3) 利用者サービスに関する情報

情報開示の内容	事業者数	
	開示している	開示していない
利用者サービスの向上策とその実績との比較	9 (13.4%)	58 (86.6%)
利用者からの意見及びその対応状況	9 (12.9%)	61 (87.1%)

#### 開示した理由

##### <主な回答>

- ・利用者サービスの向上策とその実績との比較
  - 経営状況等の説明責任を果たすためPIを公表(1件)
  - 議会等から求めに応じて情報を提供している(1件)
  - 向上策と実績を比較することにより達成度をわかりやすくするため(1件)
  - 使用者に対して説明責任を果たすため(1件)
  - 水道事業経営について理解を得るため(1件)
  - 水質検査結果、凍結防止など適宜に情報提供している(1件)
  - 事業年報で公表(1件)
  - 説明責任の強化のため(1件)

- ・使用者からの意見及びその対応状況
  - 議会等から求めに応じて情報を提供している(1件)
  - 説明責任の強化のため(1件)
  - 市民アンケートの調査・分析結果を広く示すため(1件)
  - 広く意見を求め、水道事業について関心と理解を持ってもらいたいため(1件)

#### (4)その他(自由回答)

- ・料金の計算方法、支払方法:住民からの問い合わせがあるので
- ・財政健全化計画:補償金免除繰上償還において公表することが定められている
- ・地域水道ビジョンの施策のベンチマークと自己採点をHPで公表:策定した計画の進捗状況を公表するため
- ・前年度との経営比較(3、4条予算)を広報にて開示:前年度比較することによって、現状の経営状態をわかっていただくためにも有用であるため
- ・事業状況や決算概況等の経営状況は、広報紙、ホームページ等で公開:市民がわかりやすいものとするため、概要的な情報発信としている
- ・決算情報:水道事業における経営状況を周知させるため

(問 5-10)問 4-12 で、経営情報公開のガイドラインを「知らない」と回答した事業体に伺います。情報開示の手段は何ですか。また、その手段を選択した理由を記入してください。

情報開示の手段	事業者数	
常設窓口の設置	13	(11.1%)
パンフレット、広報誌等による広報	99	(84.6%)
テレビ、新聞等のマスメディアによる広報	9	(7.7%)
インターネット等の電子媒体による広報・広聴	91	(77.8%)
モニター、アンケート調査等による広聴	5	(4.3%)
その他	7	(6.0%)
住民説明会	1	(0.9%)
タウンミーティング	1	(0.9%)
出前講座による広報	1	(0.9%)
事務所にて一部閲覧可能	1	(0.9%)
情報公開コーナーを設置	1	(0.9%)
議会への報告、情報提示	1	(0.9%)
決算書	1	(0.9%)

(N=117)

#### 情報開示の手段を選択した理由

##### <主な回答>

- ・常設窓口の設置
  - 窓口にくるお客様への周知のため(2件)
  - お客様窓口の情報コーナーを設置 (1件)
  - 情報公開を求める使用者を対象とした情報公開室を設置(1件)
  - 効率的に周知ができるため(1件)
  - 使用者が窓口に来る頻度が高い(1件)
  - 通常業務において対応が可能である(1件)
- ・パンフレット、広報誌等による広報
  - 全戸配布されるため(19件)
  - 水道事業について関心と理解を持ってもらいたいため(17件)
  - 広く一般の利用者に周知できるから(16件)
  - 市町の広報紙を活用している(5件)
  - 住民への広報手段として定期的に発行しているため(4件)

- 効率的に周知ができるため(3件)
- 幅広い年齢層に情報を開示するため(2件)
- 情報公開手段のメインのひとつであるから(1件)
- 市内在住者に知らせる手段として効果的である(1件)
- 使用者の接触度が高い媒体であるから(1件)
- 簡易であり、低コスト(1件)
- ホームページをご覧になれないもおられるため(1件)
- テレビ、新聞等のマスメディアによる広報
  - 素早く広範囲に周知させることが可能であるため(4件)
  - 新聞等は随時情報提供が可能であるため(1件)
  - ケーブルテレビ(1件)
- インターネット等の電子媒体による広報・広聴
  - ホームページを、情報開示の手段として活用する(14件)
  - 誰でも閲覧が可能であるため(8件)
  - 多くの住民が情報を知りえる(6件)
  - インターネットが広く利用されているため(5件)
  - 安価に周知することが可能であるため(3件)
  - 広く一般の利用者に周知できるから(3件)
  - ホームページ上での公開が容易であったため(2件)
  - タイムリーかつ大量の情報を開示できるため(2件)
  - 効率的な情報開示手段のため(2件)
  - 使用者の大多数が容易に目にするため(2件)
  - 随時情報発信ができるため(2件)
  - ホームページの活用が利用者にとって便利なため(1件)
  - ホームページは本市における情報公開手段のメインのひとつであるから(1件)
  - 市広報紙よりも多くの情報を掲載できるため(1件)
  - 若者を中心に誌面からパソコンへ移行してきているため(1件)
  - 詳細な情報公開手段であるから(1件)
  - 水道使用者も含め、より多くの方を対象に情報開示ができるため(1件)
  - 即時性があり、冊子程度のボリュームをカバーできるため(1件)
- モニター、アンケート調査等による広聴
  - 水道使用者の生の声を聴くことができるため(1件)
  - モニターや不特定多数の使用者(アンケート)への意見徴収の手段として選択(1件)
  - 市民意識を調査・分析した結果を示すため(1件)
  - 市民ニーズを把握するため(1件)
- その他
  - 来庁者を対象とした情報開示の手段として選択(1件)
  - 水道事業経営について理解を得るため(1件)
  - 広く意見を求め、水道事業について関心と理解を持ってもらいたいため(1件)



### 3) 周知の双方向性について

(問 5-11)問 5-8、または問 5-10 で選択した情報開示の手段のうち、水道使用者(住民)の理解を得るために効果的なものはどれでしたか。また、その理由と根拠を記入してください。

効果的な情報開示の手段		事業者数	
常設窓口の設置		0	(0.0%)
パンフレット、広報誌等による広報		62	(76.5%)
テレビ、新聞等のマスメディアによる広報		0	(0.0%)
インターネット等の電子媒体による広報・広聴		23	(28.4%)
モニター、アンケート調査等による広聴		7	(8.6%)
その他	経営審議会	1	(1.2%)
	通常業務の範囲内で対応	1	(1.2%)
	住民説明会	1	(1.2%)

(N=81)

#### 効果的な理由と根拠

##### <主な回答>

- ・パンフレット、広報誌等による広報
  - 全戸配布されるため(28件)
  - 認知度、確実性が高い(18件)
  - 多くの住民が情報を知りえる(8件)
  - インターネットなどに触れることの難しい世代に対しても周知できる(4件)
  - ホームページの認知度が低い(2件)
  - 直接、利用者の手元に届くため (1件)
  - 費用対効果が高い(1件)
- ・インターネット等の電子媒体による広報・広聴
  - 認知度、確実性が高い(5件)
  - インターネットの普及により、迅速に、いつでも閲覧できる(5件)
  - 多くの住民が情報を知りえる(4件)
  - 詳細な情報を発信できる(4件)
  - 興味をもった住民が閲覧する機会が多く、理解が得られやすい(2件)
  - 安価に周知することが可能 (1件)
  - 市民からの水道行政への提言等を取り入れることができる(1件)
  - 費用対効果が高い(1件)
- ・モニター、アンケート調査等による広聴
  - 市民からの水道行政への提言等を取り入れることができる(4件)
  - 直接説明が行えることから、理解していただけている(1件)
  - 使用者からの意見、反応が確認できたため(1件)
- ・その他(経営審議会)
  - 定期開催している会議資料や審議概要を公開(1件)
- ・その他(通常業務の範囲内で対応)
  - 直接説明が行えることから、理解していただけている(1件)
- ・その他(住民説明会)
  - 市民からの水道行政への提言等を取り入れることができる(1件)

(問 5-12)水道使用者(住民)の理解を得るために、これまでご回答いただいた以外に、さらに効果的と考えるものはありますか。検討段階のものも含め、お答えください。

<主な回答>

- ・水道使用者への各戸通知(検針時のチラシ等)(2件)
- ・説明会の開催等(1件)
- ・ツイッター、フェイスブックなどのSNS(1件)
- ・事業実施(料金負担)によるアウトカムを分かりやすくまとめて広報すること(1件)
- ・実際に水を作って供給するまでを説明したビデオをみてもらってから、説明をした。事業の苦労や、経費がかかるんだと理解してもらい、説明内容の理解に役立った(1件)
- ・直接お会いして説明する営業活動の充実(なりふり構わぬ姿勢で広報)(1件)
- ・市の水道料金が他市町村と比較し、低コストで行なわれているか周知できれば改定の理解も得られやすくなる(1件)

## 7. 地下水利用専用水道について（全 10 問）

### 【調査対象者全員への共通質問】

（問 6-1）現在までの、貴水道事業における、地下水利用専用水道に転換した事業者（以下「転換事業者」という。）の有無について、お尋ねします。次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選び下さい。

#### 全体

地下水利用専用水道に転換した大口使用者	事業者数
転換事業者が1件以上あることがわかっている。	66
転換事業者が全く無いことがわかっている。	41
あるかどうか把握できていない。	91

(N=198)

#### 給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	総計
転換事業者が1件以上あることがわかっている。	33	17	11	5	66
転換事業者が全く無いことがわかっている。	32	8		1	41
あるかどうか把握できていない。	74	12	5		91
合計	142	37	16	6	201

### 【問 6-2～問 6-6 は、問 6-1で①を選択された方への質問】

（問 6-2）貴水道事業において、転換事業者の有無を、どのような方法で把握していますか。次のうち、あてはまる項目をお選び下さい。

転換事業者の有無の把握方法	事業者数	
大口使用者に対するアンケート、戸別訪問等による調査	11	(9.5%)
専用水道設置の申請先(都道府県、保健所設置の市等)からの情報提供	25	(21.6%)
転換事業者の水道の使用量の変化	29	(25.0%)
転換事業者による給水装置の改造工事申請	22	(19.0%)
地下水利用専用水道への転換(又は転換予定)事業者からの相談等	22	(19.0%)
その他(自由回答)	7	(6.0%)

(N=116)

#### <その他(主な回答)>

- ・専用水道の権限を県から移譲を受けたので、その情報により把握できた(3件)
- ・専用水道設置業者からの相談、情報提供(1件)
- ・専用水道設置の申請(1件)
- ・所管する部署(保健所)からの回答をとりまとめている(1件)
- ・下水道に関する申込み・相談など(1件)

(問 6-3) 平成 21 年度以降の貴水道事業における転換事業者について、業種別の転換件数、転換によって減少した1年あたりの水道使用量(推定量)、推定減収額をご記入下さい。

**業種別の転換件数**

転換件数	事業者数	
①病院	50	(31.1%)
②販売業	31	(19.3%)
③ホテル・旅館	20	(12.4%)
④製造業(食品含む)	18	(11.2%)
⑤サービス業(スポーツ施設含む)	8	(5.0%)
⑥事務所・ビル	3	(1.9%)
⑦教育施設	6	(3.7%)
⑧その他	25	(15.5%)

(N=161)

**転換によって減少した1年あたりの水道使用量(推定量)、推定減収額**

転換によって減少した1年あたりの合計水道使用量(推定量)	事業者数	
2千m <sup>3</sup> 未満	0	(0.0%)
2千m <sup>3</sup> 以上1万m <sup>3</sup> 未満	4	(9.3%)
1万m <sup>3</sup> 以上10万m <sup>3</sup> 未満	22	(51.2%)
10万m <sup>3</sup> 以上100万m <sup>3</sup> 未満	16	(37.2%)
100万m <sup>3</sup> 以上	1	(2.3%)

(N=43)

転換によって減少した1年あたりの合計推定減収額	事業者数	
1千万円未満	18	(40.9%)
1千万円以上5千万円未満	16	(36.4%)
5千万円以上1億円未満	6	(13.6%)
1億円以上5億円未満	4	(9.1%)
5億円以上	0	(0.0%)

(N=44)

(問 6-4) 現在までの貴水道事業における転換事業者の中で、転換前の年間の水道使用量が最も少なかった事業者に関して、お尋ねします。その転換事業者の、転換前の水道使用量及び水道料金の額、転換後の水道使用量及び水道料金の額をご記入下さい。

**転換前後の水道使用量**

転換前		転換後	
水道使用量	事業者数	水道使用量	事業者数
1万m <sup>3</sup> 未満	8 (16.0%)	1万m <sup>3</sup> 未満	36 (76.6%)
1万m <sup>3</sup> 以上2万5千m <sup>3</sup> 未満	16 (32.0%)	1万m <sup>3</sup> 以上2万5千m <sup>3</sup> 未満	4 (8.5%)
2万5千m <sup>3</sup> 以上5万m <sup>3</sup> 未満	9 (18.0%)	2万5千m <sup>3</sup> 以上5万m <sup>3</sup> 未満	5 (10.6%)
5万m <sup>3</sup> 以上10万m <sup>3</sup> 未満	12 (24.0%)	5万m <sup>3</sup> 以上10万m <sup>3</sup> 未満	1 (2.1%)
10万m <sup>3</sup> 以上	5 (10.0%)	10万m <sup>3</sup> 以上	1 (2.1%)

(N=50)

(N=47)

## 転換前後の水道料金の額

転換前

水道料金の額	事業者数	
100万円未満	3	(6.0%)
100万円以上1千万円未満	26	(52.0%)
1千万円以上2千万円未満	15	(30.0%)
2千万円以上3千万円未満	3	(6.0%)
3千万円以上	3	(6.0%)

(N=50)

転換後

水道料金の額	事業者数	
100万円未満	21	(43.8%)
100万円以上1千万円未満	22	(45.8%)
1千万円以上2千万円未満	4	(8.3%)
2千万円以上3千万円未満	0	(0.0%)
3千万円以上	1	(2.1%)

(N=48)

(問 6-5) 現在までに、貴水道事業における転換事業者の増加に関して、積極的に検討し、何らかの報告書を取りまとめたことがありますか。次のうち、あてはまる項目を[1つだけ]お選び下さい。

検討した実績	事業者数	
ある	5	(7.4%)
ない	63	(92.6%)

(N=68)

(問 6-6) 現在までの、貴水道事業における転換事業者の増加に対する対応策の検討・実施の状況について、お尋ねします。次のうち、あてはまる項目をお選び下さい。

転換事業者の増加に対する対応策の検討・実施の状況	事業者数	
「水道料金に関する対応策」を検討し、すでに実施している。	11	(13.8%)
「水道料金に関する対応策」を検討し、実施する予定である。	2	(2.5%)
「水道料金に関する対応策」を検討したが、実施の予定はない。	7	(8.8%)
「地下水の揚水規制に関する対応策」を検討し、すでに実施している。	2	(2.5%)
「地下水の揚水規制に関する対応策」を検討し、実施する予定である。	0	(0.0%)
「地下水の揚水規制に関する対応策」を検討したが、実施の予定はない。	2	(2.5%)
「大口使用者に対する水道利用のPR等に関する対応策」を検討し、すでに実施している。	7	(8.8%)
「大口使用者に対する水道利用のPR等に関する対応策」を検討し、実施する予定である。	0	(0.0%)
「大口使用者に対する水道利用のPR等に関する対応策」を検討したが、実施の予定はない。	0	(0.0%)
対応策を検討したことがない。	43	(53.8%)
その他(自由回答)	6	(7.5%)

(N=80)

### <その他(主な回答)>

- ・市内の転換事業所は2ヶ所のみで、増加する傾向も見られないので対策は講じていない(1件)
- ・審議会で、大口利用者の地下水利用対策について、個別受給給水契約制度を導入し水道使用量が一定量を超えた水量に割安な料金を設定するよう答申を受けたが、実施には至らなかった。
- ・水循環基本法等の整備状況を確認して、条例等を整備していきたい

- ・現在個別訪問による状況調査を実施中であり、対応策の検討については、今後実施する(1件)
  - ・地下水利用の実態を踏まえ、料金体系(逦増度)の見直しなど検討する必要がある(1件)
- 水質の安心・安全の観点から、水道水と地下水等の他水を混合する施設に対する指導内容を見直した(1件)

【問6-7】貴水道事業において検討された「水道料金に関する対応策」とは、具体的にどのような内容ですか。次のうち、あてはまる項目をお選び下さい。

水道料金に関する対応策	事業者数	
個別需給給水契約制度	6	(30.0%)
逦増逦減併用型料金	6	(30.0%)
その他(自由回答)	8	(40.0%)

(N=20)

<その他(主な回答)>

- ・逦増度の緩和(2件)
- ・従量料金の逦増度を減少することで、大口使用者の水道離れを抑制し、井戸水利用者が水道への転換を容易にする対策(1件)
- ・水道水を地下水などの補給水として利用する専用水道事業者と契約を締結し、口径別に定額料金を設定し徴収する制度について検討(1件)
- ・大口需要者向け助成金(1件)
- ・料金体系の最高料金の部分を引き下げ、大口使用者の水道料金を引き下げた(1件)
- ・固定費負担金制度など(1件)
- ・大口使用者について、基本料金を高額に設定する一方、従量料金を安価かつ一定額とすることで、使用量が増えるほど割安となる料金体系(1件)

【問6-8と問6-9は、問6-1で②を選択された方への質問】

【問6-8】貴水道事業において、転換事業者の有無を、どのような方法で把握していますか。次のうち、あてはまる項目をお選び下さい。

転換事業者の有無の把握方法	事業者数	
大口使用者に対するアンケート、戸別訪問等による調査	2	(3.8%)
専用水道設置の申請先(都道府県、保健所設置の市等)からの情報提供	13	(24.5%)
転換事業者の水道の使用量の変化	11	(20.8%)
転換事業者による給水装置の改造工事申請	9	(17.0%)
地下水利用専用水道への転換(又は転換予定)事業者からの相談等	7	(13.2%)
その他(自由回答)	11	(20.8%)

(N=53)

<その他(主な回答)>

- ・地下水利用に変更の際に下水道使用料算定のための地下水メーター設置の届けが必要となっているため、その時点で把握している(1件)
- ・水道の異動(開始・廃止)があった場合には、届けの提出があるため(1件)
- ・専用水道設置申請は県から当市に権限移譲された(1件)
- ・対象件数が少ないため、個々に把握している(1件)
- ・専用水道の担当窓口であるため把握している(1件)
- ・小規模自治体であるため町内の状況は随時把握できている(1件)

(問 6-9) 貴水道事業において転換事業者が無い理由として、どのような理由が考えられますか。次のうち、あてはまる項目をお選び下さい。

転換事業者が無い理由	事業者数	
従来から水道料金の水準が低く、水道利用の方が地下水利用専用水道への転換よりも有利だから。	8	(25.0%)
従来から、給水区域内は、地下水について法令・条例等により揚水規制されているから。	4	(12.5%)
従来から、大口使用者に対して水道利用のPR等を行ってきたから。	6	(18.8%)
もともと、大口使用者が存在しないから。	8	(25.0%)
その他(自由回答)	6	(18.8%)

(N=32)

<その他(主な回答)>

- ・安全な水道水の供給が受けられるため(1件)
- ・「環境の保全及び創造に関する条例(地下水の採取規制)」(1件)
- ・良質な地下水がでなかった(1件)
- ・地下水脈がなく、大口使用者は1件しかないため(1件)
- ・水道料金水準が必ずしも低いわけではないが、近年大口需要家の転換はなく、現在のところ水道が選択されている(1件)

(問 6-10) 地下水ビジネス業者の提供料金等の情報を把握されていますか。把握されている場合、可能な範囲で結構ですので次の問いにお答えください。





## 8. その他（全4問）

### 1) 季節別料金の状況

(問 7-1) 季節別料金を設定していますか。また、設定している場合、その理由を記入してください。

季節料金の設定	事業者数
設定している	0
設定していない	199

(N=199)

(問 7-2) 問 7-1 で、季節別料金を「設定している」と回答した事業体に伺います。季節別料金の算定方法、契約件数、全体の有収水量に占める割合、料金改定時の改定率、通常料金との格差を記入してください。

※該当なし

### 2) 自己資本構成比率について

(問 7-3) 自己資本構成比率の目標値がありますか。目標値があるならば、その値と設定した根拠を記入してください。

自己資本構成比率の目標値の有無	事業者数	
目標値がある	9	(5.1%)
目標値はない	168	(94.9%)

(N=177)

自己資本構成比率の目標値	事業者数
40以上50未満	1
50以上60未満	2
60以上70未満	2
70以上80未満	2
80以上90未満	0
90以上	2

(N=9)

自己資本構成比率の目標値	値
最大	93.0
最小	40.0
平均	67.4

### 設定した根拠

<主な回答>

- ・類似団体を参考に設定した(4件)
- ・建設改良のための企業債借入れ抑制の効果を把握するため(3件)
- ・財政基盤の安定化を図っていくため(2件)

### 3) 加入金徴収の根拠、目的、用途等の説明について

(問 7-4) 加入金を徴収していますか。加入金を徴収している場合、その根拠、目的、用途等を対外的に説明・公開していますか。

#### 全体

加入金の徴収	事業者数	
徴収している	170	(86.3%)
徴収していない	27	(13.7%)

(N=197)

#### 給水人口規模別

	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上	合計
徴収している	117 (83.6%)	32 (91.4%)	16 (100.0%)	5 (83.3%)	170 (86.3%)
徴収していない	23 (16.4%)	3 (8.6%)		1 (16.7%)	27 (13.7%)
合計	140	35	16	6	197

#### その根拠、目的、用途等

##### <主な回答>

- ・負担の公平性(11件)
- ・建設改良費に使用(4件)
- ・料金の低廉化(3件)
- ・財政基盤の強化(3件)
- ・給水管修理を目的(1件)

#### 対外的な説明・公開

##### <主な回答>

- ・説明、公開していない(85件)
- ・説明、公開している(41件)
  - 申請、照会時(16件)
  - ホームページ(14件)
  - 給水条例(9件)
  - チラシ(2件)
  - 審議会資料(2件)
  - 広報紙(2件)

